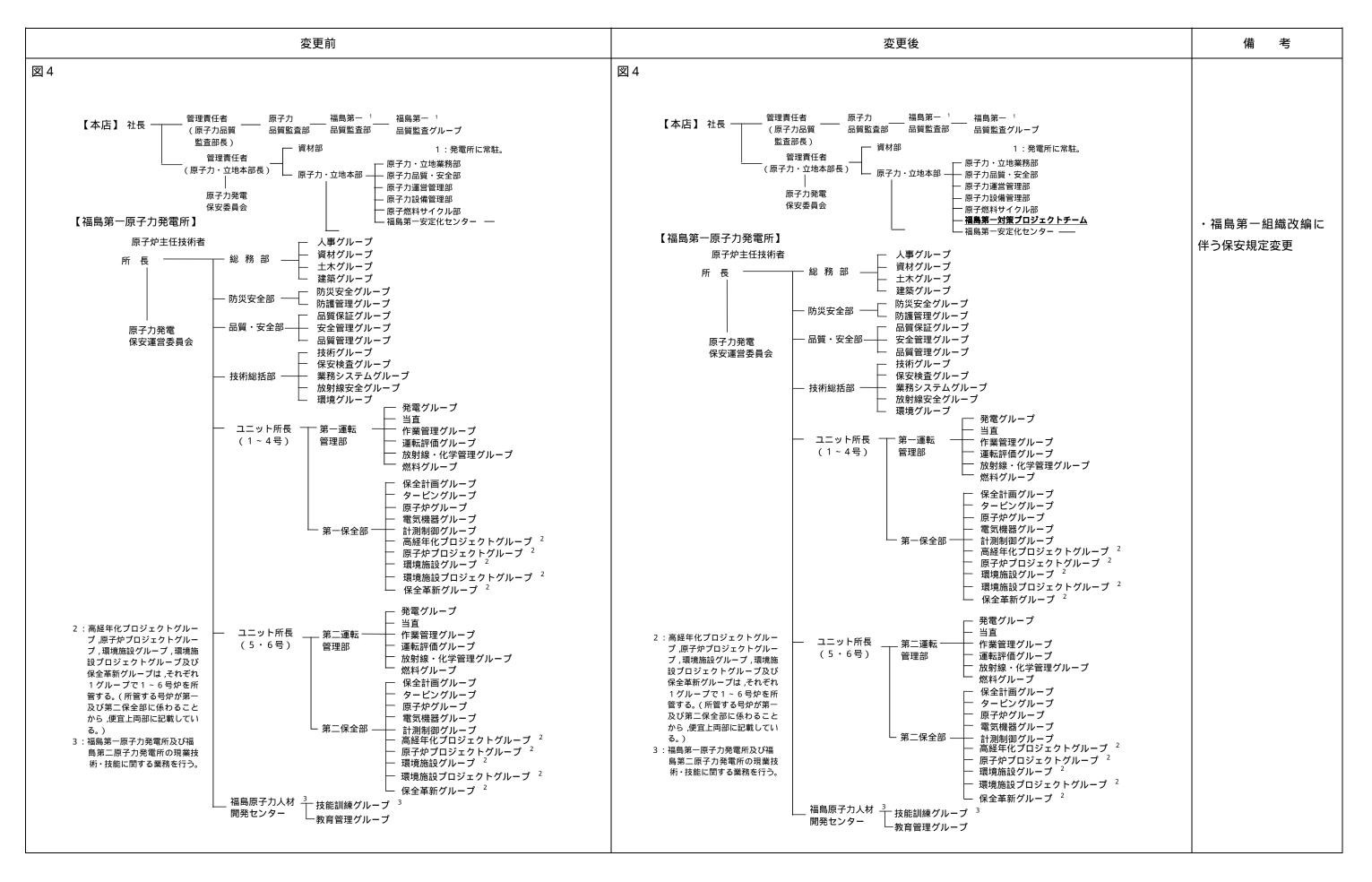
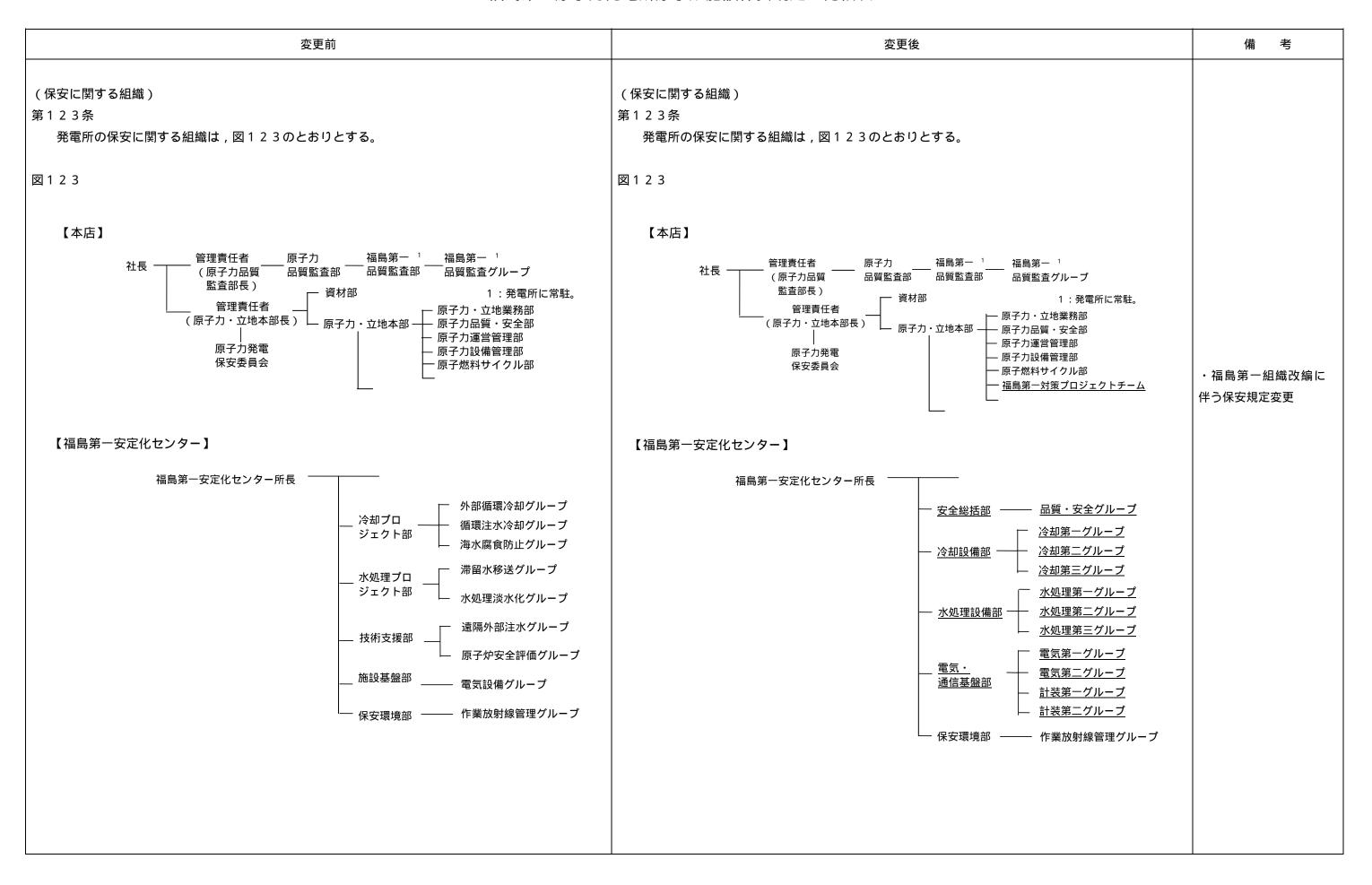
変更前	変更後	備	考
第3章 体制及び評価	第3章 体制及び評価	・変更なし	
第1節 保安管理体制	第 1 節 保安管理体制		
(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は,図4のとおりとする。	(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は,図4のとおりとする。		

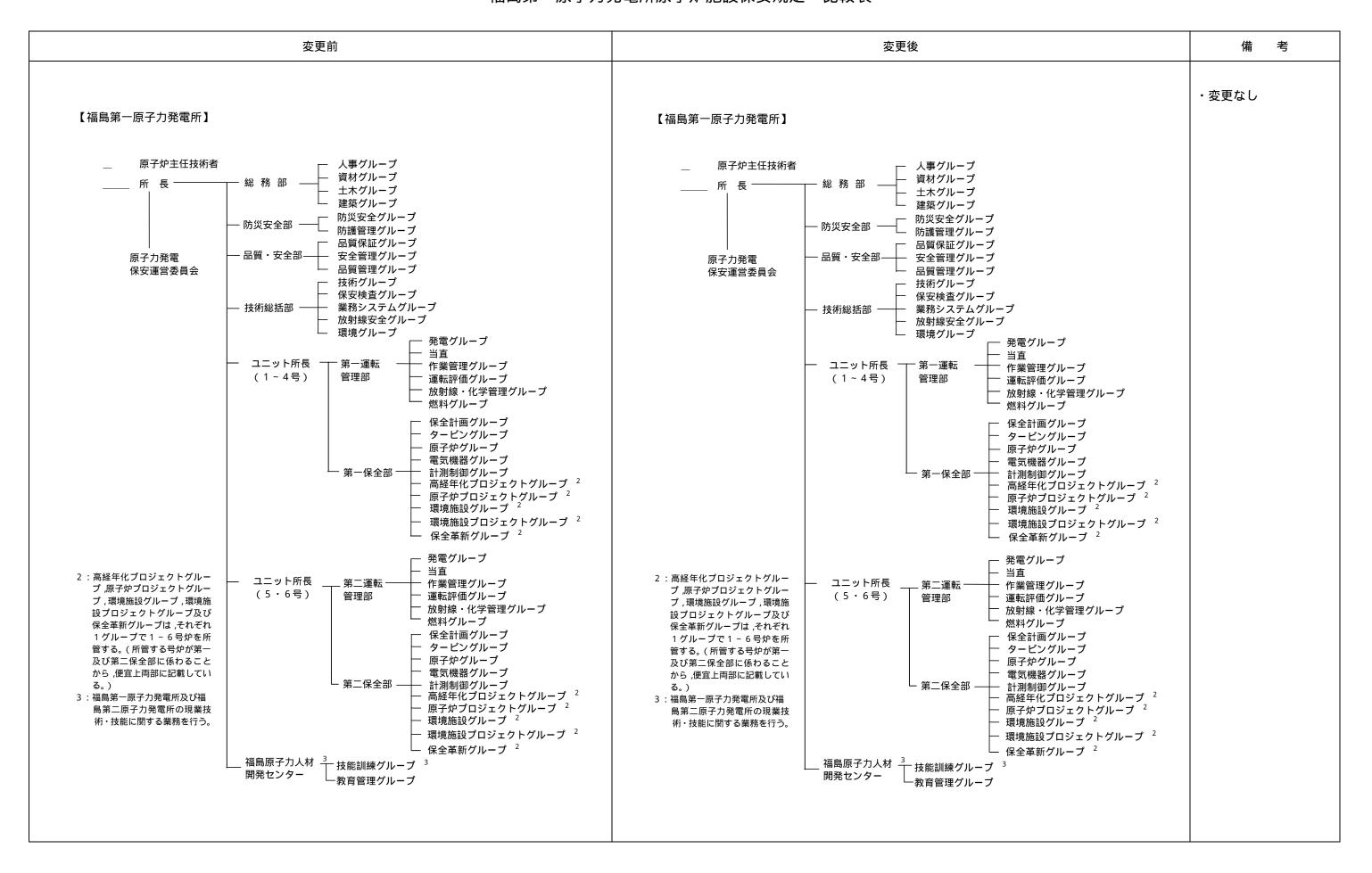


変更前	变更後	備	考
(保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の顧成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子か主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 (2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の顧成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。) (3) 福島第一品質監査がループは、品質保証活動の監査を行う。 (4)原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運管理部、原子力設備管理部、原子数料サイクル部、福島第一安定化センター及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の顧成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)。 (5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。 (6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。 (7)原子力力運管管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務を行う。 (8)原子力運管管理部は、原子力発電的の遺を課金所における学会との表別を持つまして、原子力の場でないまして、原子の発展の調査に関する業務を行う。 (1) 帰名がサインのでは、福島第一原子力発電所におけるで会に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 (2) 人事グループは、原子か施設のうち、発電所における保安に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 (3) 資材グループは、原子が施設のうち、建築投権に係る保守管理に関する業務を行う。 (4) 上水・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また,保安に関する組織(原	・福島の保安規定	

変更前	变更後	備	考
(7)防護管理グループは,周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。	(7)防護管理グループは,周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。		
(8) 品質保証グループは, 品質保証体系の総括に関する業務を行う。	(8)品質保証グループは,品質保証体系の総括に関する業務を行う。	・変更なし	
(9)安全管理グループは,原子力安全の総括に関する業務を行う。	(9)安全管理グループは,原子力安全の総括に関する業務を行う。	2200	
(10) 品質管理グループは, 品質の管理に関する業務を行う。	(10)品質管理グループは,品質の管理に関する業務を行う。		
(11)技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。	(11)技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。		
(12)保安検査グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。	(12)保安検査グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。		
(13)業務システムグループは ,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。	(13)業務システムグループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行		
(14)放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放	う。		
射能測定に関する業務を行う。	   (14)放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放		
(15)環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。	射能測定に関する業務を行う。		
(16)発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び使			
用済燃料共用プール設備(以下「共用プール設備」という。)の運転,運用管理に関する業務を	(16)発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び		
行う。	使用済燃料共用プール設備(以下「共用プール設備」という。)の運転,運用管理に関する業務		
(17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。)			
及び燃料取扱いに関する業務を行う。			
(18)作業管理グループは ,原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。	及び燃料取扱いに関する業務を行う。		
(19) 運転評価グループは,原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所			
管業務を除く。) を行う。	う。		
(20)放射線・化学管理グループは,化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。	│		
(21)燃料グループは,燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	所管業務を除く。)を行う。		
(22)保全計画グループは,原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。)			
を行う。	(21)燃料グループは,燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。		
(23)タービングループは,原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(22)保全計画グループは,原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除		
(24)原子炉グループは,原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。	く。) を行う。		
(25)電気機器グループは,原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。	   (23)タービングループは,原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(26)計測制御グループは,原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(24)原子炉グループは,原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(27)高経年化プロジェクトグループは ,原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の	   (25) 電気機器グループは,原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
保全及び改良工事に関する業務(環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。) を行う。	(26)計測制御グループは,原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(28)原子炉プロジェクトグループは,原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する	   (27)高経年化プロジェクトグループは,原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型		
業務を行う。	の保全及び改良工事に関する業務(環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。) を行う。		
(29)環境施設グループは,各ユニットの廃棄物処理設備,廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ	   (28)原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する		
及び共用プール設備の保守の総括,保守管理に関する業務を行う。	業務を行う。		
(30)環境施設プロジェクトグループは,各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備	│ │(29)環境施設グループは,各ユニットの廃棄物処理設備,廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバン│		
に関する大型の改良工事に関する業務を行う。	カ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。		
(31)保全革新グループは,保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。	(30)環境施設プロジェクトグループは,各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設		
(32)技能訓練グループは,現業技術・技能に関する業務を行う。	備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。		
(33)教育管理グループは,保安教育及びその他研修に関する業務を行う。	(31)保全革新グループは,保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。		
	(32)技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(33)教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

変更前	变更後		考
3 . 各職位は次のとおり, 当該業務にあたる。	3 . 各職位は次のとおり, 当該業務にあたる。		
(1)本店各部長は,原子力・立地本部長を補佐し,第4条の定めのとおり,当該部が所管するグループの業務を統括管理する。	(1)本店各部長は,原子力・立地本部長を補佐し,第4条の定めのとおり,当該部が所管するグループの業務を統括管理する。	・変更なし	
(2)ユニット所長(1~4号)は,所長を補佐し,第4条の定めのとおり,第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。	(2)ユニット所長(1~4号)は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第 一保全部の業務を統括管理する。		
(3)ユニット所長(5・6号)は,所長を補佐し,第4条の定めのとおり,第二運転管理部及び第二 保全部の業務を統括管理する。	(3)ユニット所長(5・6号)は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第 二保全部の業務を統括管理する。		
(4)発電所各部長(福島原子力人材開発センター所長を含む。)は,第4条の定めのとおり,当該部 (福島原子力人材開発センターを含む。)が所管するグループの業務を統括管理する。 (5)発電所各グループマネージャー(以下「各GM」といい,当直長を含む。)は,グループ員(当直員を含む。)を指示・指導し,所管する業務を遂行するとともに,所管業務に基づき緊急時の措置,保安教育ならびに記録及び報告を行う。 (6)グループ員(当直員を含む。)は,GMの指示・指導に従い,業務を遂行する。	(4)発電所各部長(福島原子力人材開発センター所長を含む。)は,第4条の定めのとおり,当該部 (福島原子力人材開発センターを含む。)が所管するグループの業務を統括管理する。 (5)発電所各グループマネージャー(以下「各GM」といい,当直長を含む。)は,グループ員(当直員を含む。)を指示・指導し,所管する業務を遂行するとともに,所管業務に基づき緊急時の措置,保安教育ならびに記録及び報告を行う。 (6)グループ員(当直員を含む。)は,GMの指示・指導に従い,業務を遂行する。		
( ∨ / / /v			





変更前 変更後 備考 (保安に関する職務) (保安に関する職務) 第124条 第124条 保安に関する職務のうち,本店組織の職務は次のとおり。 保安に関する職務のうち,本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築 実施,維持,改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識 実施,維持,改善に関して,保安活動を統轄するとともに,関係法令及び保安規定の遵守の意 を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また,保安に関する組織(主任 識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(主 任技術者を含む。) から適宜報告を求め ,「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき , 技術者を含む。) から適宜報告を求め ,「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき ,原子 力安全を最優先し必要な指示を行う。 原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 (2)原子力品質監査部長は,管理責任者として,品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また, (2)原子力品質監査部長は,管理責任者として,品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また 関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括 関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括 する(原子力品質監査部に限る。)。 する(原子力品質監査部に限る。)。 (3)福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。 (3)福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。 (4)原子力・立地本部長は,管理責任者として,資材部,原子力・立地業務部,原子力品質・安全部, (4)原子力・立地本部長は,管理責任者として,資材部,原子力・立地業務部,原子力品質・安全 ・福島第一組織改編に 原子力運営管理部,原子力設備管理部,原子燃料サイクル部,福島第一安定化センター(以下「安 部,原子力運営管理部,原子力設備管理部,原子燃料サイクル部,福島第一対策プロジェクト <u>チーム</u>,福島第一安定化センター(以下「安定化センター」という。)及び発電所の行う保安活 | 伴う保安規定変更 定化センター」という。) 及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安 規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監 動を統括管理する。また,関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに 査部を除く。)。 安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)。 (5)資材部は,調達先の評価・選定に関する業務を行う。 (5)資材部は,調達先の評価・選定に関する業務を行う。 (6)原子力・立地業務部は,管理責任者を補佐し,品質マネジメント推進及び要員の計画,管理,研|(6)原子力・立地業務部は,管理責任者を補佐し,品質マネジメント推進及び要員の計画,管理, 修に関する業務を行う。 研修に関する業務を行う。 (7)原子力品質・安全部は,業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。 (7)原子力品質・安全部は,業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。 (8)原子力運営管理部は,原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を|(8)原子力運営管理部は,原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務 を除く。)を行う。 除く。) を行う。 (9)原子力設備管理部は,原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。 (9)原子力設備管理部は,原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。 (10)原子燃料サイクル部は,原子燃料の調達に関する業務を行う。 (10)原子燃料サイクル部は,原子燃料の調達に関する業務を行う。 (11)福島第一対策プロジェクトチームは,福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定,総括管 2.保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。 理及び技術検討に関する業務並びに施設運営計画の策定及び見直しに関する業務を行う。 (1)福島第一安定化センター所長(以下,「安定化センター所長」という)は,原子力・立地本部長 を補佐し,発電所におけるプラントの安定状態維持・継続,放射線量低減・汚染拡大防止及び廃して、保安に関する職務のうち,安定化センター組織の職務は次のとおり。 止措置に向けた諸対策の計画・工事・保安に関する業務を統括管理する。 (1)福島第一安定化センター所長(以下,「安定化センター所長」という)は,原子力・立地本部長 を補佐し,発電所におけるプラントの安定状態維持・継続,放射線量低減・汚染拡大防止及び (2)外部循環冷却グループは,本章に係る設備等のうち,使用済燃料プール冷却設備及び窒素ガス封 入設備の運用,保守管理に関する業務を行う。 廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務(福島第一対策プロジェクト (3)循環注水冷却グループは,本章に係る設備等のうち,原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の運 チーム所管業務を除く。) を統括管理する。 (2)品質・安全グループは,本章に係る設備等のうち,原子力安全の総括(安全評価を含む。),品 用、保守管理に関する業務を行う。 (4)海水腐食防止グループは,本章に係る設備等のうち,水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行 質の管理及び保安検査に関する業務を行う。 (<u>3</u>)冷却<u>第一</u>グループは,本章に係る設備等のうち,<u>原子炉注水設備及びほう酸水注入設備</u>の運用 (5)滞留水移送グループは,本章に係る設備等のうち,滞留水及びサブドレン水の水位管理,高レベ 保守管理に関する業務を行う。 (4)冷却第二グループは,本章に係る設備等のうち,窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管 ル汚染水の移送に関する業務を行う。 理設備の運用、保守管理に関する業務を行う。

(5)冷却第三グループは,本章に係る設備等のうち,使用済燃料プール冷却設備及びコンクリート

ポンプ車の運用,保守管理並びに水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。

(1) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における様安に関する基 務で変化センター所長が所含する業務を除く)を核倍管理し、その際には主任技術者の意思を 育正する。 (2) 入身プループは、要員の計画に削する業務を行う。 (3) 資材グループは、調正に削する業務を行う。 (3) 資材グループは、原子が触路のうち、上木緑体に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 建築グループは、原子が触路のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災安全グループは、原子が施路のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災安全グループは、原子が触路のうち、建設では保全で成の管理に関する業務を行う。 (7) 防護管理グループは、原子が助路の方の建設を対象に係る保守管理に関する業務を行う。 (7) 防護管理グループは、原子力を対象が保全を域の管理に関する業務を行う。 (8) 局質管理グループは、周辺を認定の変な技術を定域の管理に関する業務を行う。 (7) 防護管理グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 技術グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 技術グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 技術グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 技術グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 強質が上、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 強関を全グループは、原子力が表がよテム及び電子通信技術の運用管理に関する業務を行う。 (1) 強関が上、定量の企業に関する業務を行う。 (1) 強関が上、アーカは、原子が施めの通常管理 位別等・化学育理グループ指言業務を除く、)及び環境が 射能測定に関する業務を行う。 (1) 発育グループは、原子が施めの通常管理並びに原来物集中処理建屋内設備・サイトパンカ及び共 対象が限定をグループは、原子が施めの通常管理並びに原来物集中処理建屋内設備・サイトパンカ及び共 力と、建筑がレープは、原子が施めの通常と関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原めの連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原めの連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原めの連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原との連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (11) 技術がレープは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (12) 保険をプループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (13) 解析がレープな関係を関係を関係を解析を関係を解析では、原子が原始の連に関する業務を行う。 (14) かまな関係を関係を関する業務を行う。 (15) 発見がレープは、原子が原始の企業を対して、変替を行う。 (16) 発見を対して、原子が原始のと関係に関する業務を行う。 (16) 発見を対して、原子が原始のと関係と関係を関する業務を行う。 (16) 発見を対して、原子が原始のと関係と関する業務を行う。 (16) 発見を行る。 (16) 発見を行え、 (17) 対は、原子を関係と関係を関する業務を行る。 (18) は、原子が原始のと関する業務を行う。 (18) は、原子が原始のでは、原子が原始のでは、原子が原始のと関係と関する業務を行う。 (19) などのでは、原子が原始のでは、原子が原始を対しために関する業務を行る。 (10) に関する業務を行る。 (10) に関する関係を対しに関する業務を行る。 (10) に関係を関係を使用を関係を関する関係を使用を使用を関係を使用を関係を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を	变更前	変更後	備考
(7) 海田が出来がループは、大事に係る試験等のうち、コンクリー・水ンフ曲の連用、保守管理に関する 実施を行う。 (2) 地で記述がループは、本事に係る試験等のうち、形態は優近水改革の実用、保守管理に関する 新能で行う。 (3) 利力に関する 新能で行う。 (4) 地で記述がループは、本事に係る試験等のうち、形態は優近水改革の実用、保守管理に関する 新能で行う。 (5) 地で記述がループは、本事に係る試験等のうち、形態は優近水改革の実用、保守管理に関する 新能で行う。 (4) 中空放射状で達グループは、本事に係る試験等のうち、ガスサンブリングによる放射能分析に関 する事務を行う。 (5) 別などにカンター所な影解で及び変形化ンター所に存る構作し、赤心所に対する解析に からまました。 (5) 別などにカンター所な影解で及び変形化ンター所に存る構作し、赤心所に対する実施を行う。 (5) 別者は「ループは、大事に所の必然を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	( <u>6</u> )水処理 <u>淡水化</u> グループは,本章に係る設備等のうち,汚染水処理装置の運用,保守管理 <u>並びに放</u>	( <u>6</u> ) <u>水処理第一</u> グループは,本章に係る設備等のうち,滞留水及びサブドレン水の水位管理,高レ	
(7) 対解が設定メグループは、本面に係る結構のうち、コンクリートボンプ車の連用、保守世紀、	射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。	ー ー ベル汚染水の移送に関する業務を行う。	・福島第一組織改編に
<ul> <li>「大学の大学の大学のできません。」</li> <li>「大学の大学の大学のできません。」</li> <li>「大学の大学の大学のできません。」</li> <li>「大学の大学の大学のできません。」</li> <li>「大学の大学の大学の大学のできません。」</li> <li>「大学の大学の大学の大学のできません。」</li> <li>「大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大</li></ul>	( <u>7</u> ) <u>遠隔外部注水</u> グループは , 本章に係る設備等のうち , <u>コンクリートポンプ車の運用 , 保守管理</u> に	( <u>7</u> )水処理 <u>第二</u> グループは,本章に係る設備等のうち,汚染水処理装置の運用,保守管理に関する	
	関する業務を行う。		
(9) 軍犯送型がルーブは、本事に係る設備等のうち、電話強傷及び電流車の適用、保守管理に関する 素格を行う。 (10) 作業級財政管理がルーブは、本意に係る設備等のうち、ガスサンブリングによる規制能介析に関する実務を行う。 (11) 作業級財政管理がルーブは、本意に係る設備等のうち、規模性の関係は次のとおり。 (12) 所なは、原子が、立地本部を及び安定でセンター所長を軸位し、常道所における保安に関する実 液 保安に関する関係のうち、発電所組織の関係は次のとおり。 (12) 外表では、原子が、立地本部を及び安定でセンター所長を軸位し、常道所における保安に関する実 液 保安に使とンター所及が所置する実務を行う。 (2) 人体アループは、原子が直接の合意とび安定でセンター所長を軸位し、常道所に関する業務を行う。 (3) 清解がループは、原子が直接の名数となどを使じなという。 (4) 十木グループは、原子が直接の合き、実施機能に係る保守管理に関する業務を行う。 (4) 十木グループは、展子が直接のつち、別表は機能に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 諸ダループは、原子が直接のつち、別表は機能に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災を全プルーブは、原子が直接のつち、発展を収入可能に係る保守管理に関する業務を行う。 (7) 防衛管理がルーブは、原子が直接のつち、現在機能に係る保守管理に関する業務を行う。 (7) 防衛管理がレーブは、原子が直接の必要なより開発のと使の表を発を行う。 (7) 防衛管理がレーブは、原子が直接の必要ななり研究と対象が同意性に関する業務を行う。 (7) 防衛管理がレーブは、原子が直接の受して対象が関する業務を行う。 (8) 起院保守のレーブは、原子が支持の機能に関する業務を行う。 (9) 安全機関がルーブは、原子が支持の機能に関する業務を行う。 (14) 施御政党をグルーブは、原子が支持の機能に関する業務を行う。 (14) 施御政党をグルーブは、原子が実持の機能に関する業務を行う。 (14) 施御政党をグルーブは、原子が実持の機能に関する業務を行う。 (14) 施御政党をグルーブは、原子が実持の機能に関する業務を行う。 (14) 施御政党をグルーブは、原子が実持の機能に関する業務を行う。 (14) 施御政党をグルーブは、原子が実持のの資性に関する業務を行う。 (14) 施御政党をがルーブは、原子が実持のの資性に関する業務を行う。 (15) 政党がルーブは、原子が支持のの資性に関する業務を行う。 (16) 発展でグルーブは、原子が政能の変能に関する業務を行う。 (17) 当室は、原子が建設の変まに関する業務を行う。 (17) 当室は、原子が建設の変まに関する業務を行う。 (18) 連定グルーブは、原子が政能の変まに関する業務を行う。 (19) 対象の変まに関する業務を行う。 (10) 経済では関すり、高層管理が関する業務を行う。 (10) 経済では、アーブは、原子が放送の変まに関する業務を行う。 (11) 技術がルーブは、原子が政能の変まに関する業務を行う。 (12) はアーブは、原子が政能の変まに関する業務を行う。 (13) 薬がフルーブは、原子が政能の変まに関する業務を行う。 (14) 施財に関する業務を行う。 (15) 建設グルーブは、原子が認定の変ま、運用管理に関する業務を行う。 (16) 発展でグルーブは、原子が認定の変まに関する業務を行う。 (17) 当室は、原子が認定の変まに関する業務を行う。 (18) 実施グルーブは、原子が認定の変まに関する業務を行う。 (18) 実施グルーブは、原子が認定の変ま、実施を行う。 (19) 対域を受け、アーブは、原子が認定の変ま、実施を行う。 (19) 対域で、定義を発行の。 (19) 対域で、定義を発行の。 (19) 対域で、定義を発行の。 (19) 対域で、定義を経れてう。 (19) 対域で、定義を経れてう。 (19) 対域で、定義を経れてう。 (19) 対域で、定義を経れてう。 (19) が、定義を経れてう。 (19) が、定義を経れてう。 (19) が、定義を経れてう。 (19) が、定義を経れてうるが、定義を経れてうるが、定義を経れてうる。 (19) が、定義を経れてうる。 (19) が、定義を経れて行る。 (19) が、定義を経れて行る。 (19) が、定義を経れて行る。 (19) が、定義を経れている。 (19) が、	(8)原子炉安全評価グループは,本章に係る設備等のうち,原子炉及び格納容器の安全評価に関する	( <u>8</u> ) <u>水処理第三</u> グループは,本章に係る設備等のうち, <u>放射性廃棄物の貯蔵</u> に関する業務を行う。	
(19) 作業放射接資理グループは、本章に係る設備等のうち、ガスサンプリングによる放射能分析に関 する業務を行う。 (19) 作業の対抗機関でループは、本章に係る設備等のうち、カスサンプリングによる放射能分析に関 する業務を行う。 (19) 作業の対抗機関でループは、本章に係る設備等のうち、急 <u>設</u> 機等のうち、力なが上級技術の運用、条守管理 に関する解析でう。 (10) 所名は、原下力・地本系部及び変更化センター所名を構成し、非常所における保安に関する業 務く変定化センター所及が指令する業務を使う。 (21) 未第二のかに関する業務を行う。 (22) 人事アループは、素目の計画に関する業務を行う。 (23) 資材グループは、原子が施設のうち、土球機関に係る保守管理に関する業務を行う。 (3) 資材グループは、原子が施力らち、土球機関に係る保守管理に関する業務を行う。 (3) が成び電かし、プは、原子が施力の製造に関する実務を行う。 (3) 所数で電かし、プは、原子が成析の製造に関する業務を行う。 (3) 所数で電かし、プは、原子が成析の製造に関する業務を行う。 (3) 所数で電かし、プは、局部内部内の総裁と対象性関する業務を行う。 (3) 所数で電かし、プは、局部内部を成め、保険の関連に関する業務を行う。 (4) エメケループは、局部内部を成めに関連に関する業務を行う。 (5) 局質保証グループは、局部内部を成め保険の関連に関する業務を行う。 (5) 保護がノループは、局部内部を成め保険が関連に関する業務を行う。 (4) 基本がノループは、局部内部を成め保険を関連に関する業務を行う。 (5) 最管理がリループは、局部内部を成め保険を関連に関する業務を行う。 (4) なお観をクループは、局部内部を放め保険を対し、対し、保管を関連に関する業務を行う。 (5) 経験がレープは、局部内部を関連し関する業務を行う。 (5) 経験がレープは、原子内を検えをはに関する業務を行う。 (5) 経験がレープは、原子内を検えをはに関する業務を行う。 (7) 発生し関する人がレーブは、原子内を検えをはに関する業務を行う。 (7) 当はアループは、原子内を検えをは同じのする業務を行う。 (8) 発のグループは、原子内を検めの資法に関する業務を行う。 (7) 当は原列・フィは、原子内を検めの資法に関する業務を行う。 (7) 当は原理が、大力を検えを使いの資法に関する業務を行う。 (7) 当は原理が、大力を検えを持続を使いの資法に関する業務を行う。 (9) 発生しか、フィは、原子が施設の発用管理に関する業務を行う。 (10) 発展がフィーブは、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (11) 対象がループは、原子が施設の運用に関する業務を行う。 (11) 対象がループは、原子の接近の連用で関連が関する業務を行う。 (12) 学は、アループは、原子の接近の連用で関連が関する業務を行う。 (13) 学がアループのよび発育では、大学では、アループは、原子の決しの理に関する業務を行う。 (14) 対象が関する業務を行う。 (15) 素がアループなが非常を終る。。)及び基域を制制に関する業務を行う。 (15) 素は、アループは、原子の接近の発生に関する業務を行う。 (15) 素は、アループは、原子の経過では、アループは、原子の経過では、アループは、原子の経過では、アループは、原子の経過では、アループは、原子の経過では、アループは、原子の経過では、アループは、原子の経過では、アループは、原子の経過では、アループは、原子の経過では、アループは、原子の経過である。 (14) を表している、アルーの経過である。 (15) を表している、アループを表しないる、アルーの経過であるといる、アルーの経過である。 (15) を表している、アルーの経過である。 (15) を表している、アルーの経過である。 (15) を表している、アルーのは	業務を行う。	(9)電気第一グループは,本章に係る設備等のうち,総括(電源車管理を含む。), 所内電源,仮設	
(19)作業取得落間がループは、本意に係る設備等のうち、ガスサンブリングによる設付能の信息 する業務を行う。 3、係文に防する職務のうち、発展所組織の職務は次のとおり。 (1)計選集工グループは、海子に係る設備書のうち、1号が及び2号かの計製設場の保守管理に関する業務を行う。 (2)人券グループは、海子に関する業務を終く)を請求習達し、その際には土任技術者の意見を 電車する。 (2)人券グループは、海子の協議の方ち、実施機能に関する業務を行う。 (3)前数グループは、海子の協議のうち、土地経衛に係る保守管理に対する業務を行う。 (4)土木グループは、原子が協議のうち、大連経衛に係る保守管理に対する業務を行う。 (5)建歩グループは、原子が協議のうち、大連経衛に係る保守管理に対する業務を行う。 (5)建歩グループは、原子が協議のうち、大連経衛に係る保守管理に対する業務を行う。 (6)防災安全グループは、原子が協議のうち、大連経衛に係る保守管理に対する業務を行う。 (7)防疫管理グループは、原子が協議のうち、大連経衛に係る保守管理に対する業務を行う。 (8)原質経グループは、原子が協議のうち、大連経衛に係る保守管理に対する業務を行う。 (9)安全理グループは、原子が協議の方、外閣・原子が展示を表別を持ちる場合のでは、中央で開生に対する業務を行う。 (1)対策を全グループは、原子が展示を表別を開発しな必ず経過に関する業務を行う。 (4)大・オント・ブは、原子が協議のうち、上海経衛に関する業務を行う。 (5)建ゲクループは、原子が展示を表別を開発しては、保守管理に対する業務を行う。 (5)変を全グループは、原子が展示を表別を開発しな必ず経過に関する業務を行う。 (6)防災安全グループは、原子が展示を表別に関する業務を行う。 (7)防震管理グルーブは、原子が展示の事に関する業務を行う。 (4)大・オント・ブは、原子が認るのうち、土地衛に係る保守管理に対する業務を行う。 (5)建ゲクループは、原子が展示の事に関する業務を行う。 (5)建ゲクループは、原子が展示の事に関する業務を行う。 (6)防薬を全グループは、原子が解示の事に関する業務を行う。 (7)防震管理グルーブは、原子が経過の音に関する業務を行う。 (6)防薬を全グループは、原子が解説の運用に関する業務を行う。 (7)断震管理グルーブは、原子が展の運用に関する業務を行う。 (7)断震管理グルーブは、原子が保証の運用に関する業務を行う。 (10)高管理グルーブは、原子が接近の運用で関する業務を行う。 (10)高管理が対しては、原子が認るの運用で関する業務を行う。 (10)高管理が対しては、原子が確認の運用に関する業務を行う。 (10)高管理が対しては、原子が確認の運用に関する業務を行う。 (10)高管理が対しては、原子が確認の運用で関する業務を行う。 (10)高管理が上では、原子が確認の運用で関する業務を行う。 (10)高管理が上では、原子が確認の運用で関する業務を行う。 (10)高管理が上では、原子が確認の運用で関する業務を行う。 (10)高管理が上では、原子が確認の運用で関する業務を行う。 (10)高管理が上では、原子が確認の運用で関する業務を行う。 (10)高管理が上では、原子が確認の運用で関する業務を行う。 (10)高管理が上では、原子が確認の運用で関する業務を行う。 (10)高管理がよる機能を対して、原子が確認の運用で関する業務を行う。 (10)高管理が上では、原子が確認の可含さ、活動を行う。 (10)高管理が上では、原子が確認の可含さ、活動を対して、原子が表して、原子が表して、原子が表して、原子が表して、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、	( <u>9</u> )電気 <u>設備</u> グループは,本章に係る設備等のうち,電源設備 <u>及び電源車</u> の運用,保守管理に関する	電源の設計,運用,保守管理に関する業務を行う。	
3、保安に関する関係のうち、発電所組織の関数は次のとおり。 (1) 所属は、原子力・立立を認及が変化センター所表を精権とし、発電所における保安に関する実施を行う。 (2) 計算法・グループは、東京は係る設備等のうち、3号か及び4号かの計表技術の保守管理に関する業務を行う。 (3) 資材がループは、選定に関する業務を行う。 (3) 資材がループは、選定に関する業務を行う。 (4) 土木グループは、関文が能談のつち、土本設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 進泉がループは、東京は関する業務を行う。 (4) 土木グループは、関文が能談のつち、土本設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 進泉がループは、東京が能談のうち、大本設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 進泉がループは、東京が能談のうち、大き設議に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 新文学をグループは、民子が能談のうち、大き設装に係る保守管理に関する業務を行う。 (7) 新高質型がループは、民事が能談のは国金製技技では係る保守管理に関する業務を行う。 (8) 高書発型がループは、民事が経済に関する業務を行う。 (8) 高書発型がループは、民事が経済に関する業務を行う。 (9) 安全建プループは、民事が政務に関する業務を行う。 (1) 計算がループは、民事が政務に関する業務を行う。 (1) 計算がループは、民事が政務に関する業務を行う。 (3) 資材が上の一プは、原子が施設のうち、活動性に関する業務を行う。 (4) 大きだけ、大きに係る設備等のうち、別用の選供、保守管理に関する業務を行う。 (5) 所のアープは、民事が政務を収入を保持を行う。 (5) 所のアープは、民事が政務の対象に関する業務を行う。 (6) 高管理がループは、民事が政務の対象に関する業務を行う。 (7) 重なが、上、大きに係る設備等のうち、別の重要に関する業務を行う。 (5) 防災をグループは、原子の機関の関係に保守を持ち合う。 (6) 所能がアープは、原子の機能の必要に関する業務を行う。 (7) 並は、原子が表わるの考別に関する業務を行う。 (6) 所能がアープは、原子が機能の必要に関する業務を行う。 (7) 並は、原子が建めの経に関する業務を行う。 (7) 並は、原子が建めの経に関する業務を行う。 (7) 当は、原子が建めの経に関する業務を行う。 (7) 当は、原子が建めの経に関する業務を行う。 (7) 当は、原子が能の登まに関する業務を行う。 (7) 当は、原子が建めの運用に関する業務を行う。 (7) 当は、原子が能の登まに関する業務を行う。 (7) 当は、原子が能の登まに関する業務を行う。 (7) 当など、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なび、東本が認の登まに関する業務を行う。 (7) 当なび、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なび、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なび、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なび、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なび、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なび、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なが、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なが、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なが、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なが、東本が認ら極速に関する業務を行う。 (7) 当なが、東本が認め、東本が記されています。東本ができたいます。東本	業務を行う。	( <u>10</u> )電気 <u>第二</u> グループは,本章に係る設備等のうち, <u>各設備等で必要な</u> 電気設備の運用,保守管理	
3	(10)作業放射線管理グループは,本章に係る設備等のうち,ガスサンプリングによる放射能分析に関	に関する業務を行う。	
<ul> <li>(1) 所長は、原子介・立地本部長及び安定化センター所長を補偿し、滞電所における保安に関する器を設定を専立する。</li> <li>(2) 人事グループは、果月介・立地本部長及び安定化センター所長を補偿し、滞電所における保安に関する器を設定を専立する。</li> <li>(3) 資材グループは、果月かに関する業務を行う。</li> <li>(3) 資材グループは、異月が順記のうち、土おは確に係る保守管理に関する業務を行う。</li> <li>(4) 土木ガループは、展子が施設のうち、大部は確に係る保守管理に関する業務を行う。</li> <li>(4) 土木ガルーブは、展子が施設のうち、建築機能に係る保守管理に関する業務を行う。</li> <li>(5) 産業ダルーアは、長き島の間間の設定機能に係る保守管理に関する業務を行う。</li> <li>(6) 防災安全グループは、展子が成立の方は、実施を受力のでは、大きに係る設備等のうち、別郷を政権に係る保守管理に関する業務を行う。</li> <li>(7) 防護性電グループは、最初を政権に成る保守管理に関する業務を行う。</li> <li>(8) 品質管理グループは、展力が保険は原の対象を支援を受力を持ちていませた。</li> <li>(7) 防護性電グループは、展力が保険は保険の経済の対象に関する業務を行う。</li> <li>(8) 品質管理グループは、展内を登録を持ち、</li> <li>(9) 安全性 グループは、展内を登録を持ちを兼務を行う。</li> <li>(10) 品質管理グループは、展内の管理に関する業務を行う。</li> <li>(11) 技術グループは、展内が保険機能に関する業務を行う。</li> <li>(12) 保険権マループは、展内の存実に関する業務を行う。</li> <li>(13) 産業務とするとの場に関する業務を行う。</li> <li>(14) 放射線を全グループは、展内の存実に関する業務を行う。</li> <li>(15) 産業のより、発電に係る保守管理に関する業務を行う。</li> <li>(17) 財産機能のより、大部を関する業務を行う。</li> <li>(18) 産業を行う。</li> <li>(19) 産業を受け、</li> <li>(11) 産業のは、</li> <li>(12) 保険を定めのより、</li> <li>(13) 産業のは、</li> <li>(14) がは、原子が保険のいき、が、</li> <li>(15) 産業で、</li> <li>(16) 産業を行う。</li> <li>(17) 産業を受け、</li> <li>(18) 産業を受け、</li> <li>(18) 産業を受け、</li> <li>(19) 産業を受け、</li> <li>(10) 展開では、</li> <li>(10) 展開では、</li> <li>(11) 株式のより、</li> <li>(12) 株式のよ</li></ul>	する業務を行う。	(11) 計装第一グループは,本章に係る設備等のうち,1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関	
(1) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における様安に関する基 務で変化センター所長が所含する業務を除く)を核倍管理し、その際には主任技術者の意思を 育正する。 (2) 入身プループは、要員の計画に削する業務を行う。 (3) 資材グループは、調正に削する業務を行う。 (3) 資材グループは、原子が触路のうち、上木緑体に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 建築グループは、原子が触路のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災安全グループは、原子が施路のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災安全グループは、原子が触路のうち、建設では保全で成の管理に関する業務を行う。 (7) 防護管理グループは、原子が助路の方の建設を対象に係る保守管理に関する業務を行う。 (7) 防護管理グループは、原子力を対象が保全を域の管理に関する業務を行う。 (8) 局質管理グループは、周辺を認定の変な技術を定域の管理に関する業務を行う。 (7) 防護管理グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 技術グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 技術グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 技術グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 技術グループは、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 強質が上、原子力が成め設に関する業務を行う。 (1) 強関を全グループは、原子力が表がよテム及び電子通信技術の運用管理に関する業務を行う。 (1) 強関が上、定量の企業に関する業務を行う。 (1) 強関が上、アーカは、原子が施めの通常管理 位別等・化学育理グループ指言業務を除く、)及び環境が 射能測定に関する業務を行う。 (1) 発育グループは、原子が施めの通常管理並びに原来物集中処理建屋内設備・サイトパンカ及び共 対象が限定をグループは、原子が施めの通常管理並びに原来物集中処理建屋内設備・サイトパンカ及び共 力と、建筑がレープは、原子が施めの通常と関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原めの連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原めの連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原めの連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原との連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (10) 監管理グループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (11) 技術がレープは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (12) 保険をプループは、原子が原始の連に関する業務を行う。 (13) 解析がレープな関係を関係を関係を解析を関係を解析では、原子が原始の連に関する業務を行う。 (14) かまな関係を関係を関する業務を行う。 (15) 発見がレープは、原子が原始の企業を対して、変替を行う。 (16) 発見を対して、原子が原始のと関係に関する業務を行う。 (16) 発見を対して、原子が原始のと関係と関係を関する業務を行う。 (16) 発見を対して、原子が原始のと関係と関する業務を行う。 (16) 発見を行る。 (16) 発見を行え、 (17) 対は、原子を関係と関係を関する業務を行る。 (18) は、原子が原始のと関する業務を行う。 (18) は、原子が原始のでは、原子が原始のでは、原子が原始のと関係と関する業務を行う。 (19) などのでは、原子が原始のでは、原子が原始を対しために関する業務を行る。 (10) に関する業務を行る。 (10) に関する関係を対しに関する業務を行る。 (10) に関係を関係を使用を関係を関する関係を使用を使用を関係を使用を関係を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を		<u>する業務を行う。</u>	
(13) 作業放射線管理グルーブは、本章に係る設備等のうち、ガスサンブリングによる放射能分析に 南する。 (2) 入事グルーブは、要混らの計画に関する業務を行う。 (3) 資料グルーブは、原子が施設のうち、土土規信に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 選葉グルーブは、原子が施設のうち、大土規信に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 所以安全グルーブは、原子が施設のうち、発電子の地質設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (7) 所蔵管理グルーブは、原子が施設のうち、発電子の地質設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (8) 所述をグルーブは、原子が施設のうち、海電が関本の地質設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (7) 的協管理グルーブは、原子が企びの機能に関する業務を行う。 (8) 品質性グルーブは、原子が定めの理な民域と保全と延りでは関する業務を行う。 (9) 安全管理グルーブは、原子が定めの理な民域と保全と延りでは関する業務を行う。 (10) 品質管理グルーブは、原子が接受な方と及び保全を進めと対策を受ける。 (11) 技術グルーブは、原子が接受な方と及び保全を進めの体制の整備に関する業務を行う。 (12) 保安検査グルーブは、原子が接受な方と及び保全を通路機能の適用管理に関する業務を行う。 (13) 素務システムグルーブは、原子が接受な方と及び保全を通路とのでき程に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グルーブは、原子が接受な方と及び保全を通路と関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、放射接通限がありまままを発を行う。 (16) 素素があってが、原本が施設の運用管理は関する業務を行う。 (17) 関連は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 原業グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) 単立は、原本学施を分かまたで原本的を手がを行う。 (11) 連直は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (12) 保子が施設の運転に関する業務を行う。 (13) 推動を設定をグルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (14) 放射線を企び、アンは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 素素がを行う。 (19) は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (11) 技術が成りに関する業務を行う。 (12) 保安体をグルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (15) 環グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (15) 環グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (15) 球型グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (15) 球型グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 野間と原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 素様を行う。 (19) 最近に関する業務を行う。 (19) 最近に関する業務を行う。 (19) 最近に関する業務を行う。 (19) 最近に関する業務を行う。 (19) 最近に関する業務を行う。 (19) 最近に関する業務を行う。 (19) 最近に関する業務を行る。 (19) 最近に関する業務を行る。 (19) 最近に関する業務を行る。 (19) は、成立に関する業務を行る。 (19) は	3.保安に関する職務のうち,発電所組織の職務は次のとおり。	(12)計装第二グループは,本章に係る設備等のうち,3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関	
(2) 人事プループは、異真の計画に関する業務を行う。 (3) 資材グループは、講達に関する業務を行う。 (4) 土木グループは、関手が暗説のきち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 建築グループは、原子が施設のきち、土本設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 建築グループは、原子が施設のきち、建築機能に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災安全グループは、最高地の場所の場所の場所の場所の場所のとないの場所を実施を行う。 (7) 防護管理グループは、関急時の計画の場所が開いた基助のための体制の整備に関する業務を行う。 (8) 品質保証グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (9) 安全管理グループは、局間と経及び域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (10) 品質管理グループは、局間とは成及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (11) 技術グループは、局質内管理に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは、原子力を全や維修に関する業務を行う。 (13) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子力素物の登損に関する業務を行う。 (16) 発電ブループは、原子力機能の管理に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子力は、放射機管理 (放射線・化学管理グループ所管業務を除く。) 及び電域放析が開始に関する業務を行う。 (18) 発展をグループは、原子力機をの監視に関する業務を行う。 (19) 発電ブループは、原子力は、原子力機をの運用に関する業務を行う。 (19) 発電ブループは、原子力機能の運用に関する業務を行う。 (10) 発展をグループは、放射性固体現実物の管理に関する業務を行う。 (11) 技術グループは、原子が振りの運転に関する業務を行う。 (12) 保険産グループは、原子力技術の総殊に関する業務を行う。 (13) 機能がよったが、原子が経りの運転に関する業務を行う。 (14) 放射性原体・関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子が繰りの運転に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子力技術の総所に関する業務を行う。 (14) 技術がループは、原子力技術の総所に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子力技術の総所に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子が振りの運転に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子が原物の管理に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子が機能の運転に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子が機能の運転に関する業務を行う。 (15) 環境が、アンボースを関する機能を使用で関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子が機能の運転に関する業務を行う。 (15) 環境が、アンボースを関する業務を行う。 (15) 環境が、アンボースを開きでで、アンボースを開きで、アンボースを開きで、アンボースを開きを持ちで行う。 (15) 環境グループは、原子が機能の運転に関する業務を行う。 (15) 環境が、アンボースを関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子が機能のでは、原子が機能のでは、原子が機能のでは、原子が機能のでは、原子が機能のでは、原子が機能のでは、原子が関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子が機能のでは、原子が機能の運転で関する業務を行る。 (15) 環境が、アンボースを開きで、アンボースを開きて、アンボースを開きで、アンボースを開きて、アンボースを開きて、アンボースを開きで、アンボースを開きで、アンボースを見がで、アンボースを開きで、アンボースを見がで、アンボースを開きて、アンボースを開きで、アンボースを開きて、アンボースを開きで、アンボースを開きで、アンボースを開きて、	(1)所長は,原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し,発電所における保安に関する業	<u>する業務を行う。</u>	
(2) 入事グループは、要員の計画に関する業務を行う。 (3) 資材グループは、原子が施設のうち、土土装備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 建築グループは、原子が施設のうち、建築設権に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災安全グループは、原子が施設のうち、建築設権に係る保守管理に関する業務を行う。 (7) 防盗管型グループは、原子が施設のうち、建築設権に係る保守管理に関する業務を行う。 (8) 防災安全グループは、原子が施設のうち、発育工程の関する業務を行う。 (9) 政会管理グループは、原子が変なの総括に関する業務を行う。 (1) 別希望の世上では、本質に係る設備等のうち、病助事の運用、保守管理に関する業務を行う。 (3) 資材グループは、原子が変なの総括に関する業務を行う。 (4) 立場がループは、原子が変なの総括に関する業務を行う。 (5) 建築ダグループは、原子が大変が変な器を発き行う。 (6) 別表の管理に関する業務を行う。 (7) 見管管グループは、原子が大変が変な器を発き行う。 (8) 記賀保証グループは、原子が大変が変な器を発き行う。 (11) 技術グループは、原子が大変の総括に関する業務を行う。 (13) 業務システム人グループは、原子が大変が変ないまして、原子が大変の変ないまして、原子が大変の変ないまして、原子が大変の変ないまして、原子が大変の変ないまして、大変情に関する業務を行う。 (14) 放射機変をグループは、原子が大変が変ないまして、原子が大変の変ないまして、原子が、原子が大変の変ないまして、原子が、原子で、の対象でで、原子が、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子で、原子が、原子で、原子が、原子が、原文が、原子が、原子で、表表を行う。 (15) 現まがレーブは、原子が施設の運用に関する業務を行う。 (15) 現まがレーブは、原子が施設の運用で理ないて、原子が、原文の管理に関する業務を除く。)及び環境を解集でのといて、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子で、原子が、原子で、原子が、原文が、原子で、原子が、原子で、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子で、原子が、原子が、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子で、原子が、原子で、の、原子が、原子で、原子が、原子が、原子で、原子が、原子で、原子で、原子が、原子が、原子で、原子が、原子が、原子で、原子で、原子が、原子が、原子で、の、原子が、原子で、の、原子が、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子が、原子で、の、原子が、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、原子で、の、原子で、の、原子で、の、の、原子で、原子で、の、原子で、原子で、の、原子で、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、原子で、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の	務(安定化センター所長が所管する業務を除く)を統括管理し,その際には主任技術者の意見を	(1 <u>3</u> )作業放射線管理グループは,本章に係る設備等のうち,ガスサンプリングによる放射能分析に	
(3) 資材グルーブは、調達に関する業務を行う。 (4) 上木グルーブは、原子が施設のうち、土土設備に係る保守管理に関する業務を行う。 を定係る設備等のうち、免覆重要機の電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、免機重要機の電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、免疫事の機能のでき、関連数値に係る保守管理に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等のうち、免疫事の機能のでき、関連が関する業務を行う。 (5) 防護管理グルーブは、原子助産の総括に関する業務を行う。 (7) 防護管理グルーブは、周辺監視医球及び保全医域の管理に関する業務を行う。 (3) 資材グルーブは、周辺監視医球及び保全医域の管理に関する業務を行う。 (4) 上海グルーブは、局質な延体系の総括に関する業務を行う。 (5) 安全管理グルーブは、局質が延体系の総括に関する業務を行う。 (10) 品質管理グルーブは、原子力を全め総括に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (12) 保険資金グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (13) 業務システムグルーブは、原子力接所の総括に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グルーブは、放射が開発に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、放射性関係を関かの管理に関する業務を行う。 (16) 粉電グルーブは、成子が保険を運用である業務を行う。 (17) 加速機の運転、進用管理に関する業務を行う。 (18) 発表を行う。 (19) 発達グルーブは、成身が接続を発く。)。 東海経のでで、大阪学院を設めらま、土本設権に係る保守管理に関する業務を行う。 (19) 保護で理グルーブは、原子力接続の総括に関する業務を行う。 (10) 品質で理グルーブは、原子力は接続を保険で理に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、成身が異な反域及び保証に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グルーブは、成射性関係を関すの管理に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子が施設の運用で理理がはた廃棄物集中処理建屋内設備、サイトパンカ及び共成・加速機の運転、進用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (18) 経療グルーブは、原子が施設の運用で理に関する業務を行う。 (19) 経療でグルーブは、原子が施設の運用でする業務を行う。 (19) 経療でグルーブは、原子が施設の運用で理に関する業務を行う。 (19) 教養でグルーブは、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (19) 教養でグルーブは、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (19) 教養でグルーブは、原子が施設の運用管理・びた原養物を作う。 (19) 教養でグルーブは、原子が施設の運用管理・びた原養物集を行う。 (19) 教養でグルーブは、原子が施設の運用管理・びた原養物集を行う。 (19) 規律理が上で対し、原子が施設の運用管理がよどの業務を行う。 (19) 規律理が上でが、大阪管理グルーブ所管業務を除く。))の財性関係を実物の管理に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、原子が施設の運用管理・などの変量を開発では、サイトパンカ及び共同では、展子が施設のでは、展子が施設のでは、原子が施設のでは、展育を関する業務を行う。 (15) 環境アルーブは、原子が施設の運用を理がよりな機能に関する業務を行う。 (15) 環境アルーブは、原子が施設の運用を理がよりな機能を行う。 (16) 発酵でグルーブは、原子が施設のでは、変量を行う。 (17) 当直は、原子が施設の定め、運用管理に関する業務を行う。 (18) 教養でグルーブは、原子が施でする業務を行う。 (19) 教養でグルーブは、原子が施でする業務を行う。 (19) 教養でグルーブは、原子が確定し関する業務を行う。 (19) 教養でグルーブは、原子がでは、原子が、では、原子が、では、原子が、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	尊重する。	関する業務を行う。	
(4) 土木グルーブは、原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (5) 建築グルーブは、原子炉施設のうち、建築設備のうち、残産設備に係る保守管理に関する業務を行う。並び、本意に係る設備での当ち、残産政権に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防災安全グルーブは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 (7) 防護管理グルーブは、原子炉施設のうち、建築設備のうち、消防車の運用、保守管理に関する業務を行う。 (8) 品置保証グルーブは、原子炉放送が関する業務を行う。 (8) 品置保証グルーブは、局置保証体系の総括に関する業務を行う。 (9) 安全管理グルーブは、房子力変の総括に関する業務を行う。 (10) 品置管理グルーブは、房子力変の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (12) 保受検査グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (13) 業務システムグルーブは、原子力接外の総括に関する業務を行う。 (14) 放射接受全グルーブは、放射性固体廃棄機の管理に関する業務を行う。 (15) 残策システムグルーブは、成分機管理に関する業務を行う。 (16) 残電グルーブは、原子が施設の適用管理に関する業務を行う。 (16) 残電グルーブは、原子が施設の運用管理などに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共 用ブール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (16) 残電グルーブは、原子炉施設の運用管理などに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共 用ブール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子炉施設の運用管理などに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共 原子炉施設の運用でする業務を行う。 (18) 経費でグルーブは、原子炉施設の運用管理などに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共 が 原子炉施設の運用管理などに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び 共 原子炉施設の運転で で			
(5) 建築グルーブは、原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。並びに、本 宣に係る設備等のうち、免煙重要硬の電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (6) 防波安全グルーブは、最適時の借置の放抵及び期間外に動のため、開放車を持ちた。 (7) 防護管理グループは、周辺監視を以び保全区域の管理に関する業務を行う。 (7) 防護管理グループは、局の監視と域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (8) 品程候証がループは、局の管理に関する業務を行う。 (10) 品費管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (11) 独横がレーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (13) 業務システムグループは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (14) 効射線空グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (15) 報度グルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (16) 熱電グルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (17) 対策管理(放射線・化学管理グループ所管業務を徐く。) 及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (18) 熱電がルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (19) 発電グルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (10) 配置をグルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (11) 対策がレーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (12) 対策などルーブは、原子内保安検査に関する業務を行う。 (13) 業務システムグルーブは、原子内保証の経路に関する業務を行う。 (14) 効料などの連転に関する業務を行う。 (15) 理度グルーブは、原子内保証の連転に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは、原子内保証の連転に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の連転に関する業務を行う。 (18) 発電グルーブは、原子力保証の連転に関する業務を行う。 (19) 数報の扱いに関する業務を行う。 (10) 品質管理グルーブは、原子力保証の連転に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、原子力保険のご用管理に関する業務を行う。 (13) 実務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線管理(放射線・化学管理グルーブ所管業務を除く。) 及び環境放射射・サイトバンカ及び共和取りに関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子的定設の運用管理がびに原薬物年中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共和取りに関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、放射線管理(放射線・化学管理グルーブ所管業務を除く。) のび環境放射射・サイトバンカ及び共用で理がびに原薬物年や処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用で理がでに廃薬物を保証の運用管理に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、放射経管理(放射線・化学管理グルーブ所管業務を除く。) のび環境放射射・サイトバンカ及び共用で理がでに廃薬物を解り、サイトバンカ及び共用で理がでに関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、放射線管理(放射線・化学管理グルーブ所管業務を除く。) のび環境放射射・サイトバンカ及び共用で理がでに関する業務を行う。 (15) 環境がに関する業務を行う。 (15) 環境がに関する業務を行う。 (16) 発売でルーブは、原子内定設の運用で理がでに関する業務を行う。 (17) 対域を関する業務を行う。 (18) 対域では、原子内定はに関する業務を行う。 (19) 対域では、原子内定は、原子内定は、原子内定と、のは、原子内定と、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、			
② )、大事が出ていまい。  「名 ) 防災安全グループは、緊急時の措置の総務及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 (7 ) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (8 ) 別居保証がループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (8 ) 別居保証がループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (6 ) 防災中で、一方は、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (6 ) 別ない。 「日本のの管理に関する業務を行う。 (7 ) 「日本のの管理に関する業務を行う。 (8 ) 品質管理グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (1 ) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (1 ) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (2 ) (2 ) (2 ) (2 ) (3 ) ) (4 ) ) (4 ) ) (4 ) ) (5 ) ) (5 ) ) (6 ) ) (6 ) (6 ) ) (6 ) ) (6 ) ) (7 ) ) (7 ) ) (7 ) ) (8 ) (8 ) ) (8 ) (8 ) ) (8 ) (8 ) ) (8 ) (8 )			
(2) 人事グルーブは、聚急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 (7) 防護管理グルーブは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (8) 品質管理グルーブは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (8) 品質管理グルーブは、易電候証体系の総括に関する業務を行う。 (10) 品質管理グルーブは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (13) 業務システムグルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (14) 放射接安全グルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (16) 発電ブルーブは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (17) 環境が上では、原子力機能の音理に関する業務を行う。 (18) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の適用管理に関する業務を行う。 (19) 保全管理グルーブは、原母の業務を行う。 (11) 環境が上では、原子力業務システム及び電子通信設備の適用管理に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原母の選集院を除くう。 (16) 発電グルーブは、原子が総認の運用管理に関する業務を行う。 (17) 遺貨、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 発電グルーブは、原子が応認の運転に関する業務を行う。 (19) 安全管理グルーブは、原子の安全の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (11) 対策グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (12) 保定検査グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (13) 業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射性互体、運動の重要に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (16) 環境グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当貨は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 環境グルーブは、原子が施設の運転で理で関する業務を行う。 (19) 環境がルーブは、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (11) 放射検査をグルーブは、原子が施設の運用管理で関する業務を行う。 (14) 放射検査をグルーブは、原子が施設の運用管理で関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子が施設の運用管理で関する業務を行う。 (16) 環境グルーブは、原子が施設の運転で理で関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 環境がルーブは、原子が施設の運転で理で関する業務を行う。 (19) 環境がルーブは、原子が施設の運転で理がある業務を行う。 (19) 環境をパープは、原子が廃設の運転で運動する業務を行う。 (19) 環境を成する業務を行う。 (19) 環境では、原子が廃設の運用管理に関する業務を行う。 (19) 環境でルーブは、原子が廃設の管理に関する業務を行う。 (19) 環境でルーブは、原子が廃設の管理に関する業務を行う。 (19) 環境では、原子が廃設の管理に関する業務を行う。 (19) 環境でルーブは、原子が廃設の管理に関する業務を行う。 (19) 環境では、原子が廃設の管理に関する業務を行う。 (19) 環境でルーブは、原子が廃設の方は、原子が廃設の方は、原子が廃設の方は、原子が廃設の方は、原子が廃設の方は、原子が廃設の方は、原子が廃設の方は、原子が廃する業務を行う。 (19) 環境では、原子が廃設の方は、原子が廃する業務を行う。 (19) 環境でルーブは、原子が廃設の方は、原子が廃設の方は、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が			
(3) 資材グルーブは、調達に関する業務を行う。 (7) 防護管理グルーブは、周辺監視度域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (8) 品質保証グルーブは、局質保証がルーブは、局質保証体系の総括に関する業務を行う。 (9) 安全管理グルーブは、局質保証が外の対は、局質保証体系の総括に関する業務を行う。 (10) 品質管理グルーブは、原子力技術の経活に関する業務を行う。 (11) は対がノルーブは、原子力技術の経活に関する業務を行う。 (12) 保安検査グルーブは、原子力技術の経活に関する業務を行う。 (13) 業務システムグルーブは、原子力技術の経活に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グルーブは、原子力は、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子力は、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (16) 現境グルーブは、原子力療験システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運用管理・区域で、大学管理グルーブ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (18) 環境グルーブは、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (19) 現態管理グルーブは、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (11) 財務がファンは、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (12) 保安検査がルーブは、原子力技術の経括に関する業務を行う。 (13) 業務システム及が電子が施設の運転に関する業務を行う。 (14) 放射性変全グルーブは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子力接続の経話に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは、原子力接続の経話に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 水の管理に関する業務を行う。 (19) 保険検査がルーブは、原子力接続の経話に関する業務を行う。 (11) 放射性変をグルーブは、原子力所で、大学の関する業務を行う。 (14) 放射性変をグルーブは、原子力接続で、大学の経話に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子力・大学の経済に関する業務を行う。 (16) 水でグルーブは、原子力・大学管理グルーブ所管業務を除く。))及び環境放射能対定に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは、原子が施設の運用管理がびに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用ブール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運用管理がで廃棄物集を使い、フルーブ及び作業管理グルーブ所管業務を除く。) (17) 当直は、原子が施設の運用管理がする業務を行う。 (18) 発電グルーブは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (19) 現までが、大学管理グルーブは、原子が施設の運用管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、、 (14) 放射性関連を表して、大学管理が、大学管理が、大学を表して、 (15) 環境が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学管理が、大学を表して、大学を表して、大学を表して、 (15) 環境が、大学を表し、 (15) 環境が、大学を表して、 (15) 環境が、大学を表して、 (15) 環境が、大学を表して、 (15) 環境が、大学を表し、 (15) 環境が、大学を表して、 (15) 現まが、大学を表し、 (15) は、 (15) は			
(4) 土木グルーブは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 (8) 品質保証グルーブは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (9) 安全管理グルーブは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (10) 品質管理グルーブは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、原子力投析の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グルーブは、原子力投安検査に関する業務を行う。 (13) 業務システムグルーブは、原子力投安検査に関する業務を行う。 (14) 放射体安全グルーブは、原子力投安検査に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、放射体管理(放射線・化学管理グルーブ所管業務を除く。) 及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (16) 現境グルーブは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (17) り質は、原子か施設の運用管理に関する業務を行う。 (18) 環境グルーブは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (19) 安全管理グルーブは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (10) 品質管理グルーブは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (12) 環境がルーブは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (13) 環境グルーブは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (14) 放射性関体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (16) 原理グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 素務システムグルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (19) 品質管理グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (14) 放射性関企運転、運用管理に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 素務システムグループは、原子力接向の運用管理に関する業務を行う。 (19) 財材を企成とグルーブは、放射性関性内臓・化学管理グルーブ所管業務を除く。) 及び環境放射が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変			
(8) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。 (9) 安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。 (10) 品質管理グループは、原子力大統の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グループは、原子力大統の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは、原子力大教を強性に関する業務を行う。 (13) 業務システムグループは、原子力大教の総括に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (16) 環境グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (17) 助能測定に関する業務を行う。 (18) 発電グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (19) 要全管理グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (11) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。)、 燃料取扱いに関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 薬務システムグループは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) 安全管理グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。 (11) 技術グループは、原子力機移システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (13) 業務システムグループは、放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (14) 放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 発電グループは、原子が施設の運転で関する業務を行う。 (19) 発電グループは、原子的認の運転で関する業務を行う。 (19) 異常グループは、原子的認の運転で関する業務を行う。 (19) 異常でループは、原子的認の運転で関する業務を行う。 (19) 発電グループは、原子的認の運転で関する業務を行う。 (19) 発電グループは、原子的認の運転で関する業務を行う。 (19) 発電グループは、原子的認の運転で関する業務を行う。 (19) 発電グループは、原子的認の運転で関する業務を行う。 (19) 発電がよりに関する業務を行う。 (19) 発達の運転で関する業務をに関する業務を行う。 (19) 発電がよりに関する業務を行う。 (19) 発音で関する業務を行う。 (19) 実施に関する業務を行う。 (11) 技術がループは、原子の連続に関する業務を行う。 (13) 業務システム及び電子通どは、原子の関すを業務を行う。 (14) 放射を設定をは、原子の関すを関する業務を行う。 (15) 環境がアループは、原子の関すを関する業務を行う。 (16) 発電がよりに関する業務を対する (17) 対域が関する関すを実施を対する (18) を開発を使える (19) を開発を対する (19) を開発を対する (19) を開発を含む、原子の関する業務を行う。 (19) を発酵を含む、原子の関する関すを関する業務を行う。 (19) を発酵を含む、原子の関すを関する業務を行う。 (19) を発酵を含む、原子の関する関する業務を含む、原子の関する (19) を開発を含む、原子の関する (19) を開発を含む、原子の関する (19) を開発を含む、原子の関する業務を含む。 (19) を発酵を含む、原子の関する関する (19) を発酵を含む、原子の関する (19) を開発を含む、原子の関する (19) を発酵を含む、原子の関する業務を含む。 (19) を発酵を含む、原子の関する (19) を発酵を含む、原子の (19) を発酵を含む、原子の関する (19) を発酵を含む、原子の関する (19) を発酵を含む、原子の関する (19) を			
(9) 安全管理グループは,原子力安全の総括に関する業務を行う。 (10) 品質管理グループは,扇子力技術の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (13) 業務システムグループは,原子力大保安検査に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,放射健固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,原子か施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用ブール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 強用取扱いに関する業務を行う。 (19) 安全管理グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グループは,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (12) 保安検査がループは,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (13) 異常教を行う。 (14) 放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (15) 環境アループは,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務の発電グループはがアーブは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (18) 経費でグループは、原子の技術の総括に関する業務を行う。 (19) 経済でグループは、原子の技術の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グループは、原子の技術の総括に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは、原子の技術の総括に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子の技術の総括に関する業務を行う。 (16) 経費をグループは、原子の技術の総括に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 教籍教を分えのグループは,放射は管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (14) 放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (14) 放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,原子が施設の運用管理がどに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトパンカ及び共用プール設備の運転、運用管理を関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 発電グループは,原子が施設の運転管理に関する業務を行う。 (19) 最近に関する業務を行う。 (19) 最近に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が施設の運用管理が、化学管理グループ所管業務を除る。))及び環境放射を関する業務を行う。 (19) 重は、原子が施設の運用管理が、化学管理グループ所管業務を解する業務を行う。 (19) 重は、原子が施設の運用管理が、のが、に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が、に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が、に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が、に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が、に関する業務を行う。 (19) 重は、原子が・に関する業務を行る。 (19) では、原子が、に関する業務を行う。 (19) では、原子が、に関する業務を行る。 (19) では、原子が、に関する関する業務を行る。 (19) では、原子が、に関する業務を行る。 (19) では、原子が、に関する業務を行る。 (19) をは、原子が、に関する業務を行る。 (19) をは、原子が、に関する業務を行る。 (19) をは、原子が、に関するといい、に関する業務を行る。 (19) をは、原子が、に関するといい、に関するといいに関するといいに関するといいに関する業務を行る。 (19) をは、原子が、原子が、に関するといいに関する業務を			
(10) 品質管理グルーブは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グルーブは,原子力投術の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グルーブは,原子力保安検査に関する業務を行う。 (13) 業務システムグルーブは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線空室グルーブは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは,放射線管理(放射線・化学管理グルーブ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは,原子か施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用ブール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。並びに,本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線空星グルーブは,原子力保安検査に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは,原子力機能の総括に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは,原子力接続システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。並びに,本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グルーブは,放射線管理(放射線・化学管理グルーブ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (15) 環境グルーブは,原子が施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用ブール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (16) 発電グルーブは,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。			
(11) 技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは,原子力保育の総括に関する業務を行う。 (13) 業務システムグループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,原子力能設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (18) 場別ないに関する業務を行う。 (19) 場合でが、プは、原子力技術の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (13) 業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。 (16) 外電グループは,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) が対象管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射・制能測定に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運用管理がびに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用ブール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) が対象で全グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運用管理がで、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運用管理がで、の場に関する業務を除く。)のの運動に関する業務を除く。)ので、関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運用管理に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運用管理がで、の場に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の運用管理がで、の場に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の管理に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設のに関する業務を行う。 (19) は、原子が施設のに関する業務を行う。 (19) は、原子が施設のに関する業務を行う。 (19) は、原子が施設のに関する業務を行う。 (19) は、原子が施設のに関する業務を行う。 (19) は、原子が施設の管理に関する業務を行う。 (19) は、原子が施設のに関する業務を行う。 (19) は、原子が施設のに関する業務を行う。 (19) は、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が、原子が			
(12) 保安検査グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。 (13)業務システムグループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。) 及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 条務システムグループは,原子力接術の総括に関する業務を行う。 (19) 保安検査グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは,原子力接続の総括に関する業務を行う。 (13) 業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは,原子力と検査がに関する業務を行う。 (15) 環境グループは,原子力と検査が開発を除く。)及び環境放射線を全グループは,放射線空全グループは,放射線で上関する業務を行う。 (15) 環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用ブール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転管理に関する業務を行う。 (18) 品質保証が、の総括に関する業務を行う。 (19) 保証が、ループは、原子が施設の運用管理が、ので電子通信設備の運用管理が、ので電子通信設備の運用管理が、のででは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子が施設の運転に関する業務を行う。 (18) 品質保証が、の総括に関する業務を行う。 (19) 保証が、の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グループは、原子が施設の運用管理が、ので電子通信設備の運用管理が、の管理に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子が施設の運用管理が、が対象ででで、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			
(13)業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトパンカ及び共用プール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は、原子炉施設の運転に関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは、原子力接続システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、原子力機能を運動して、原子が施設の運転に関する業務を行う。 (16) 発電グループは、原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (18) 素務システムグループは、原子力機能を運動して、原子の機能を関する業務を行う。 (19) 品質管理グループは、原子力接続を検査に関する業務を行う。 (11) 技術グループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用ブール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務を行う。			
(14) 放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (18) 素務を行う。 (19) 安全管理グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (11) 技術グループは,原子力接術の総括に関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。 (13) 業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。			
射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (18) 発電グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。 (19) 保安検査グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。 (11) 技術グループは,原子力と教育をに関する業務を行う。 (12) 保安検査グループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (13) 業務システムグループは,成射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。 (17) 当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。			
(15) 環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),燃料取扱いに関する業務を行う。並びに,本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。並びに,本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。 (18) 操務システムグループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (19) 保安検査グループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。 (14) 放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (15) 環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務を行う。			
(16)発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共 用プール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は、原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。)、 燃料取扱いに関する業務を行う。並びに、本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。 (15)環境グループは、放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (16)発電グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (17)当直は、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (16)発電グループは、原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の運転、運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は、原子炉施設の運転に関する業務を行う。			
用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),燃料取扱いに関する業務を行う。並びに,本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。 (13)業務システムグループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。 (14)放射線安全グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (15)環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16)発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),			
(17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。), 燃料取扱いに関する業務を行う。並びに,本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。 (14)放射線安全グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (15)環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16)発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び 共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),			
燃料取扱いに関する業務を行う。並びに,本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。 (15)環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16)発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び 共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),			
(15)環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16)発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び 共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),			
(16) 発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ及び 共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は ,原子炉施設の運転に関する業務( 発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。) ,	/1987 1988 1988 1988 1988 1988 1988 1988		
共用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。 (17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),			
(17)当直は ,原子炉施設の運転に関する業務( 発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),			
燃料取扱いに関する業務を行つ。亚ひに,本草に係る設備等の連用管埋に関する業務を行う。		燃料取扱いに関する業務を行う。並びに,本章に係る設備等の運用管理に関する業務を行う。	

変更前	变更後		考
(18)作業管理グループは,原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。(19)運転評価グループは,原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。 (20)放射線・化学管理グループは,化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。(21)燃料グループは,燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。 (22)保全計画グループは,原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。)を行う。 (23)ターピングループは,原子炉施設のうちターピン設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (24)原子炉グループは,原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (25)電気機器グループは,原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (26)計測制御グループは,原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (27)高経年化プロジェクトグループは,原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務(環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。)を行う。 (28)原子炉プロジェクトグループは,原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。	(18) 作業管理グループは,原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行っ。 (19) 運転評価グループは,原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。 (20) 放射線・化学管理グループは,化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。 (21) 燃料グループは,燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。 (22) 保全計画グループは,原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。)を行う。 (23) ターピングループは,原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (24)原子炉グループは,原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (25) 電気機器グループは,原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (26) 計測制御グループは,原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (27) 高経年化プロジェクトグループは,原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務(環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。)を行う。 (28)原子炉プロジェクトグループは,原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する	権 ・変更なし	考
<ul> <li>(29)環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</li> <li>(30)環境施設プロジェクトグループは、各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。</li> <li>(31)保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</li> <li>(32)技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</li> <li>(33)教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</li> <li>4.各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</li> </ul>	<ul> <li>(29)環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</li> <li>(30)環境施設プロジェクトグループは、各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。</li> <li>(31)保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</li> <li>(32)技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</li> <li>(33)教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</li> </ul>		
<ul> <li>(1)本店各部長は,原子力・立地本部長を補佐し,第123条の定めのとおり,当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</li> <li>(2)安定化センター各部長は,安定化センター所長を補佐し,第123条の定めのとおり,当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</li> <li>(3)安定化センター各グループマネージャー(以下「安定化センター各GM」という。)は,グループ員を指示・指導し,所管する業務を遂行するとともに,所管業務に基づき記録及び報告を行う。</li> <li>(4)ユニット所長(1~4号)は,所長を補佐し,第123条の定めのとおり,第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</li> </ul>	<ul> <li>(1)本店各部長は,原子力・立地本部長を補佐し,第123条の定めのとおり,当該部が所管する グループの業務を統括管理する。</li> <li>(2)安定化センター各部長は,安定化センター所長を補佐し,第123条の定めのとおり,当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</li> <li>(3)安定化センター各グループマネージャー(以下「安定化センター各GM」という。)は,グルー</li> </ul>		
	(4)ユニット所長(1~4号)は,所長を補佐し,第123条の定めのとおり,第一運転管理部及 び第一保全部の業務を統括管理する。		

		福島	<b>高第一原子力</b>	発電	所原子炉施設保安規定	2 比較表				
	変更前					変更後			備	考
(異常時のための措置)			(異	異常時のための措置)						
第131条				第131条						
原子炉注水設備について異	常時の措置の活動を行うための何	体制の整備として ,「FS	-57・CP-001 原子		原子炉注水設備について異常	<b>常時の措置の活動を行うための</b>	体制の整備として ,「FS	S-57・CP-001 原		
炉・使用済燃料プール冷却設	<b>は備等の運転・保守管理マニュア</b> ル	ル」, 及び「NM-51-17・	1F-S1-001 防火	子	炉・使用済燃料プール冷却設	B備等の運転・保守管理マニュ <sup>*</sup>	アル」,及び「NM-51-17	・1F-S1-001 防		
管理要領」に基づき,次の措	置を講じる。			火	管理要領」に基づき,次の指	昔置を講じる。				
	(子炉注水設備について異常時の打容が を持続する。	措置の活動を行うための	D訓練を,1年に	-	<del></del>	主水設備について異常時の措置	置の活動を行うための訓	練を,1年に1	・福島第一	組織改編に
1回以上実施する。					回以上実施する。				伴う保安規定	官変更
	1 - 1に定める異常時の措置の活	動を行うために必要な	消防車を配備し,			1 - 1に定める異常時の措置 <i>0</i> -	D活動を行うために必要	な消防車を配備		
1ヶ月に1回点検を行う。	**** - !## - \T.				し、1ヶ月に1回点検を行う					
	常時の措置の活動に必要な(2)			-						
	₹131-1に示す消防車を操作 <sup>・</sup>			,	·	1 - 1 に示す消防車を操作する				
(5) <u>偏壊注水</u> 冷却GMQ (( に,評価の結果に基づき必	1),(3)及び(4)に定める事 4亜な供業を禁じる	事頃に ノいく 正期的に計	·伽を仃つととも	-	, <u>—</u>	3)及び(4)に定める事項I #睪を講じる	こ ノい C 正期的に評価を	:行つとともに ,		
に、許価の紀末に参りされ	が女は拍旦で調しる。				評価の結果に基づき必要な打	8 旦 で 碑 し る。				
表131-1				表	131-1					
設備	関連条文	台 数			設備	関連条文	台 数			
消防車	第138条	6台			消防車	第138条	6台	_		
「FS-57・CP-001 原子炉・使用 1F-S1-001 防火管理要領」 (1)外部循環冷却GMは,使 訓練を,1年に1回以上実 (2)防災安全GMは,表13 1ヶ月に1回点検を行う。 (3)遠隔外部注水GMは,表 トポンプ車を配備し,1ヶ (4)外部循環冷却GMは,異 配備する。 (5)外部循環冷却GMは,表 (6)遠隔外部注水GMは,表 確保する。	1 - 2 に定める異常時の措置の活 1 3 1 - 2 に定める異常時の措置 7月に1回点検を行う。 常時の措置の活動に必要な(2) 1 3 1 - 2 に示す消防車を操作 1 3 1 - 2 に示すコンクリートな 1 ),(4)及び( <u>5</u> )に定める事	・保守管理マニュアル」 ついて異常時の措置の活動を行うために必要な 置の活動を行うために必要な ) 及び(3)以外のその するために必要な要員で ポンプ車を操作するため	及び「NM-51-17・ 動を行うための 消防車を配備し, 必要なコンクリー 他資機材を定め, を確保する。 に必要な要員を	(1) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	FS-57・CP-001 原子炉・使用派 F-S1-001 防火管理要領」に )冷却第三 G M は,使用済 練を,1年に1回以上実施。 )防災安全 G M は,表13 し,1ヶ月に1回点検を行う )冷却第三 G M は,表13 ポンプ車を配備し,1ヶ月に )冷却第三 G M は,異常時で配備する。 )冷却第三 G M は,表13 にのは、表13	音燃料プール冷却設備等の運転基づき,次の措置を講じる。然料プール循環冷却設備についてる。 1 - 2 に定める異常時の措置の 1 - 2 に定める異常時の措置の 1 - 2 に定める異常時の措置の 1 - 2 に定める異常時の措置の 1 - 2 に示す消防車を操作する 1 - 2 に示すコンクリートポン 4 ),(5)及び(6)に定める	は・保守管理マニュアル」 ハて異常時の措置の活動 の活動を行うために必要 の活動を行うために必要 なび(3)以外のその他 のために必要な要員を確何 のプ車を操作するために	及び「NM-51-17・ を行うための訓 な消防車を配備 なコンクリート 資機材を定め、 保する。 要な要員を確		
<u>(8)遠隔外部注水GMは,(</u>	6)に定める事項について定期的	りに評価を行うとともに	, 評価の結果に							
基づき必要な措置を講じる。	_									

	変更前			変更後		備考
3 1 - 2			表131-2			
 設 備	関連条文	台数	設備	関連条文	台 数	
消防車	第140条,第141条	1台	消防車	第140条,第141条	1台	
コンクリートポンプ車	第140条,第141条	1台	コンクリートポンプ車	第140条,第141条	1台	
気急機について異常時	の措置の活動を行うための休制の	整備として ,「FS-57・PI-001 電気設備	     3 電気設備について異常時の	D措置の活動を行うための休制の	整備として 「FS-57・PI-	-001 雷気設備
	ジョョの石動を行うための体制の 基づき,次の措置を講じる。	正備こので、1007 11001 電気放射	の保守管理マニュアル」に基			001 电外限栅
		(電源車の使用)を行うための訓練を		と	(電源車の使用)を行うだ	    ための訓練を   ・福島第一組織
年に1回以上実施する。			, 1年に1回以上実施する。			伴う保安規定変更
電気 <u>設備</u> GMは ,表13	1 - 3に定める異常時の措置の活	動を行うために必要な電源車を配備し	, (2)電気 <u>第一</u> GMは,表1:	3 1 - 3 に定める異常時の措置の	活動を行うために必要な	
 ヶ月に1回点検を行う。			 し,1ヶ月に1回点検を行			
電気 <u>設備</u> GMは,異常	時の措置の活動に必要な(2)以	外のその他資機材を定め,配備する。	   (3)電気 <u>第一</u> GMは,異常明	寺の措置の活動に必要な(2)以	外のその他資機材を定め	,配備する。
電気 <u>設備</u> GMは,表1	31-3に示す電源車を操作する	ために必要な要員を確保する。	(4)電気 <u>第一</u> GMは,表13	3 1 - 3に示す電源車を操作する	ために必要な要員を確保す	する。
電気 <u>設備</u> GMは,(1)	,(3)及び(4)に定める事項に	こついて定期的に評価を行うとともに,	(5)電気 <u>第一</u> GMは,(1)	,(3)及び(4)に定める事項に	こついて定期的に評価を行	うとともに ,
価の結果に基づき必要な	は措置を講じる。		評価の結果に基づき必要な	措置を講じる。		
3 1 - 3			表131-3			
設備	関連条文	台数	設備	関連条文	台 数	
電源車	第147条	2 台	電源車	第147条	2台	
			i			

#### 

#### (保守管理)

#### 第132条

安定化センター各GM又は各GMは,表132に定めるマニュアルに基づき,設備又は機器の単位 ごとに保全方式 <sup>1</sup>及び保全方法 <sup>2</sup>定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し, これに基づき点検,補修,取替え及び改造等の保全を実施するとともに,その結果を記録する。

- 1:時間基準保全,状態基準保全又は事後保全をいう。
- 2:保全方式にあわせた保全方法を定める。なお,事後保全における保全方法とは,運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検,補修,取替え及び改造等の保全を実施することをいう。

#### 表132

マニュアル名称	関連条文
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷	第138条,第139条,第140条,
却設備等の運転・保守管理マニュアル	第141条,第142条,第144条
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関	第145条,第146条,第149条
連設備の運転・保守管理マニュアル	
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュア	第147条,第148条
ル	
NE-55-7·1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守	第148条
管理要領	

### (保守管理)

#### 第132条

安定化センター各GM又は各GMは,表132に定めるマニュアルに基づき,設備又は機器の単位ごとに保全方式 <sup>1</sup>及び保全方法 <sup>2</sup> を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し,これに基づき点検,補修,取替え及び改造等の保全を実施するとともに,その結果を記録する。また,作業管理は「NQ-51-8作業管理マニュアル」に基づき実施する。

・記載の適正化

- 1:時間基準保全,状態基準保全又は事後保全をいう。
- 2:保全方式にあわせた保全方法を定める。なお,事後保全における保全方法とは,運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検,補修,取替え及び改造等の保全を実施することをいう。

#### 表132

マニュアル名称	関連条文
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷	第138条,第139条,第140条,
却設備等の運転・保守管理マニュアル	第141条,第142条,第144条
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関	第145条,第146条,第149条
連設備の運転・保守管理マニュアル	
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュア	第147条,第148条
ル	
NE-55-7·1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守	第148条
管理要領	

変更前	变更後	備	考
第2節 運転上の留意事項	第2節 運転上の留意事項		
(水質管理)	(水質管理)		
第133条	第133条		
放射線・化学管理 G M は ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理	放射線・化学管理 G M は ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管		
マニュアル」に基づき,使用済燃料プール水の導電率(40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度)及	理マニュアル」に基づき,使用済燃料プール水の導電率(40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度)	・福島第一線	且織改編に
び pH を 3 ヶ月に 1 回確認し,その結果を <u>海水腐食防止</u> G M に通知する。	及び pH を 3 ヶ月に 1 回確認し,その結果を <u>冷却第三</u> G M に通知する。	伴う保安規定	変更
2 . 放射線・化学管理 G M は ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管	2 . 放射線・化学管理 G M は ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管		
理マニュアル」に基づき , 処理水バッファタンク水の導電率 ( 40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃	理マニュアル」に基づき,処理水バッファタンク水の導電率(40mS/m を超える場合は塩化物イオン		
度)を3ヶ月に1回確認し,その結果を <u>海水腐食防止</u> GMに通知する。	濃度)を3ヶ月に1回確認し,その結果を <u>冷却第三</u> GMに通知する。		
3.放射線・化学管理GMは,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管	3 . 放射線・化学管理 G M は ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管		
理マニュアル」に基づき,3号炉復水貯蔵タンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃	理マニュアル」に基づき , 3 号炉復水貯蔵タンク水の導電率 (40mS/m を超える場合は塩化物イオン		
度)を3ヶ月に1回確認し,その結果を <u>海水腐食防止</u> GMに通知する。	濃度)を3ヶ月に1回確認し,その結果を <u>冷却第三</u> GMに通知する。		
4 . <u>海水腐食防止</u> GMは , 使用済燃料プール水 , 処理水バッファタンク水及び 3 号炉復水貯蔵タンク水	4 . <u>冷却第三</u> GMは,使用済燃料プール水,処理水バッファタンク水及び3号炉復水貯蔵タンク水の		
の水質が表133に定める基準値の範囲にない場合は ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷	水質が表133に定める基準値の範囲にない場合は ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷		
却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、基準値の範囲内に回復するよう努める。	却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、基準値の範囲内に回復するよう努める。		

#### 

## 表133

## 1 . 1号炉,2号炉及び3号炉

	項目	基準値
	導電率	40mS/m 以下 (25 において)
使用済燃料プール 水	塩化物イオン濃度 ( 導電率が 40mS/m を 超える場合 )	100ppm 以下
	рН	5.6~10.0(25 において)
	導電率	40mS/m 以下 (25 において)
処理水バッファタ ンク水	塩化物イオン濃度 ( 導電率が 40mS/m を 超える場合 )	100ppm 以下
	導電率	40mS/m 以下 (25 において)
3号炉復水貯蔵タ ンク水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下

### 2 . 4号炉

項目		基準値
	導電率	40mS/m 以下 (25 において)
使用済燃料プール 水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下
	рН	5.6~11.0(25 において)

## 表133

## 1 . 1号炉,2号炉及び3号炉

項目		基準値		
	導電率	40mS/m 以下 (25 において)		
使用済燃料プール水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下		
	рН	5.6~10.0(25 において)		
	導電率	40mS/m 以下 (25 において)		
処理水バッファタ ンク水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下		
	導電率	40mS/m 以下 (25 において)		
3号炉復水貯蔵タンク水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下		

## 2 . 4号炉

項目		基準値
	導電率	40mS/m 以下 (25 において)
使用済燃料プール 水	塩化物イオン濃度 (導電率が 40mS/m を 超える場合)	100ppm 以下
	рН	5.6~11.0(25 において)

・変更なし

変更前	変更後	備  考
(原子炉注水系)	(原子炉注水系)	
第138条	第138条	
原子炉の状態を維持するにあたって ,原子炉注水系 <sup>1</sup> は表138-1に定める事項を運転上の制限	原子炉の状態を維持するにあたって,原子炉注水系 ¹は表138-1に定める事項を運転上の制	
とする。なお,本条文は1号炉,2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし,以下の場合は,運転上	限とする。なお,本条文は1号炉,2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし,以下の場合は,運	
の制限を満足しないとはみなさない。	転上の制限を満足しないとはみなさない。	
( 1 ) 原子炉注水系の <u>点検,</u> 電源停止作業 <u>等</u> のために,計画的に常用原子炉注水系を一時停止し,非常	(1)原子炉注水系の <u>保全作業又は</u> 電源停止作業のために,計画的に常用原子炉注水系を一時停止し,	・記載の適正化
用原子炉注水系により注水する場合。	非常用原子炉注水系により注水する場合。	
	(2)原子炉注水系のポンプ切替時の流量調整又は流量変更時のオーバーシュートにより,一時的に	
2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,	<u>注水量増加量が 1.0m³/h を超えた場合</u>	
原子炉注水系を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,	(3)ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い,一時的に原子炉注水系を停止する場合	
次号を実施する。		
(1) 当直長は,原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し,その結果を <u>循環注</u>	2 .「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,	
<u>水</u> 冷却GM及び <u>原子炉安全評価</u> GMに通知する。	原子炉注水系を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,	
(2) <u>原子炉安全評価</u> GMは,注水量の変更が必要な場合は,原子炉の状態に応じ,原子炉の冷却に	次号を実施する。	
必要な注水量を評価し, <u>循環注水</u> 冷却GMに通知する。	(1) 当直長は,原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し,その結果を冷却 <u>第</u>	・福島第一組織改編に
(3) <u>循環注水</u> 冷却GMは,原子炉注水系を運転し,原子炉の冷却に必要な注水量を確保するととも	<u>一</u> GM及び <u>品質・安全</u> GMに通知する。	伴う保安規定変更
に,運転している常用原子炉注水系及び必要な注水量を当直長に通知する。	(2) <u>品質・安全</u> GMは,注水量の変更が必要な場合は,原子炉の状態に応じ,原子炉の冷却に必要	
(4) 当直長は,原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し,その結果を	な注水量を評価し,冷却 <u>第一</u> GMに通知する。	
<u>循環注水</u> 冷却GM及び <u>原子炉安全評価</u> GMに通知する。	(3) 冷却 <u>第一</u> GMは,原子炉注水系を運転し,原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに,	
(5) <u>循環注水</u> 冷却GMは,原子炉注水系の各設備について,表138-2に定める事項を確認する。	運転している常用原子炉注水系及び必要な注水量を当直長に通知する。	
	(4) 当直長は,原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し,その結果を	
3. <u>循環注水</u> 冷却GMは,原子炉注水系 <u>(原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く)</u> が第1	冷却 <u>第一</u> GM及び <u>品質・安全</u> GMに通知する。	
項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プー	(5) 冷却 <u>第一</u> GMは,原子炉注水系の各設備について,表138-2に定める事項を確認する。	
ル冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,表138-3の措置を講じる。また, <u>原子炉</u>		
<u>安全評価</u> GMは , 原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足	3.冷却 <u>第一</u> GMは,原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限 <u>(原子炉圧力容器底部温度及び格</u>	・記載の適正化
していないと判断した場合 ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理	<u>納容器内温度を除く)</u> を満足していないと判断した場合 ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プー	
マニュアル」に基づき,表138-3の措置を講じる。	ル冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,表138-3の措置を講じる。また, <u>品質・</u>	
	安全GMは,原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足し	
1:原子炉注水系は ,常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは ,	ていないと判断した場合 ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理	
高台炉注水ポンプ ,タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列を	マニュアル」に基づき,表138-3の措置を講じる。	
いい ,非常用原子炉注水系とは ,非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇 <u>ポンプによる注水系(</u> 非		
常用デイーゼル発電機含む)の2系列をいう。	1:原子炉注水系は,常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系と	
	は,高台炉注水ポンプ,タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3	
	系列をいい,非常用原子炉注水系とは,非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇 <u>炉注水ポンプ</u>	
	(非常用ディーゼル発電機含む)の2系列をいう。	

	变更前			変更後		備考
表138-1			表138-1			
項目	運転上の制限		項目	運転上の制料	艮	
原子炉圧力容器底部温度	80 以下 2		原子炉圧力容器底部温度	80 以下 2		
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 2がない	ハこと	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 2カ	がないこと	
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保る	されていること	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確	保されていること	
待機中の非常用原子炉注水系	1 系列が動作可能であること		待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること—3		・記載の適正化
<u>1回</u> あたりの注水量増加幅─3	1.0m³/h 以下		任意の24時間あたりの注水量は	曽 1.0m³/h 以下— <del>4</del>		
			加幅			
炉・使用済燃料プール冷却設	がある場合において, <u>原子炉安全評価</u> G 備等の運転・保守管理マニュアル」に基 断した場合には運転上の制限を満足して	づき , 一時的な計器指示不良	監視する温度指示値に上昇傾向 使用済燃料プール冷却設備等の	弦視する温度計指示値が上限値を超え  がある場合において , <u>品質・安全</u> GN  運転・保守管理マニュアル」に基づ  た場合には運転上の制限を満足してN	1が ,「FS-57・CP-001 原子炉 き , 一時的な計器指示不良等	・ 伴う保安規定変更 ・ ・
3:注水量を増加させた場合,	その後24時間は注水量を増加させない。	<u>こと。ただし,以下の</u> 場合に	t			・記載の適正化
除く。			3:1系列が動作可能であること	とは原子炉の冷却に必要な注水量を	確保するために必要となるが	<u> </u>
	<u>,操作を伴わずに注水量が増加した場合</u>		ンプ台数が動作可能であること	<u>:をいう。</u>		
<u>要求される措置として流</u> 認しつつ注入量の増加を	<u>量増加を実施する場合。この場合におい</u> 行うこと <u>。</u>	ては , 未臨界であることを値		作を伴わずに注水量が変動した場合!	は除く。	
表138-2			表138-2			
	項目	頻度	]	頁目	頻度	
1.非常用高台炉注水ポンプ(	<b>                                      </b>	1ヶ月に1回	1.非常用高台炉注水ポンプ(非常	常用ディーゼル発電機含む)が動作可	1ヶ月に1回	
能であることを確認する。			能であることを確認する。			
	(非常用ディーゼル発電機含む)が動作	1ヶ月に1回		非常用ディーゼル発電機含む)が動作	: 1ヶ月に1回	
可能であることを確認する。			可能であることを確認する。			

	変更前			变更後		備考
1 3 8 - 3			表138-3			・記載の適正化
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置 <u></u> 5	完了時間	
4 .原子炉圧力容器底部温	A 1 .当該温度について運転上の制限を満足さ	速やかに	A .原子炉圧力容器底部温	A 1 .当該温度について運転上の制限を満足さ	速やかに	
度又は格納容器内温度	せる措置を開始する。		度又は格納容器内温度	せる措置を開始する。		
が運転上の制限を満足			が運転上の制限を満足			
していないと判断した			していないと判断した			
場合			場合			
3 .常用原子炉注水系が運	B 1 .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足	速やかに現場	B .常用原子炉注水系が運	B 1 .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足	速やかに現場	
転上の制限を満足しな	するように注水量を増加する又は待機中	対応を行う体	転上の制限を満足しな	するように注水量を増加する又は待機中	対応を行う体	
いと判断した場合	の原子炉注水ポンプを起動する。	制を整えた後	いと判断した場合	の原子炉注水ポンプを起動する。	制を整えた後	
		1 時間			1 時間	
こ.待機中の非常用原子炉	C 1 非常用原子炉注水系1系列を動作可能な	速やかに	C .待機中の非常用原子炉	C 1 非常用原子炉注水系1系列を動作可能な	速やかに	
注水系が1系列もない	状態に復旧する措置を開始する。		注水系が1系列もない	状態に復旧する措置を開始する。		
場合			場合			
O . <u>1 回</u> あたりの注水量増	D 1 .1回あたりの注水量増加幅を制限値以内	速やかに	D . <u>任意の24時間</u> あたり	D 1 <u>任意の 2 4 時間</u> あたりの注水量増加幅を	速やかに	
加幅が運転上の制限を	に復旧する措置を開始する。		の注水量増加幅が運転	制限値以内に復旧する措置を開始する。		
満足していないと判断			上の制限を満足してい			
した場合			ないと判断した場合			
E .条件Bで要求される措	E 1 .原子炉への注水手段を確保し ,注水する	速やかに	E .条件Bで要求される措	E 1 .原子炉への注水手段を確保し ,注水する	速やかに	
置を完了時間内に達成	措置を開始する。		置を完了時間内に達成	措置を開始する。		
できない場合			できない場合			
				で注水量を増加させる場合は,任意の24時間あ で戻すことを優先し,注水量の増加後に未臨界でで		

	変更前				変更後			備	考
(非常用水源)				(非常用水源)					
第139条				第139条					
非常用水源(ろ過水タンク	及び純水タンク ) は ,表 1 3 9	- 1で定める事項を運転上の	)制限とする。	非常用水源(ろ過水タンク及	なび純水タンク)は , 表139	- 1で定める事項を運転上の制限と	する。		
号を実施する。	使用済燃料プール冷却設備等のに,前項で定める運転上の制成 に,前項で定める運転上の制成 での保有水量(水位)を1ヶ月に	艮を満足していることを確認	するため , 次	非常用水源を管理するととも 次号を実施する。	。に , 前項で定める運転上の制	の運転・保守管理マニュアル」に基つ 削限を満足していることを確認するた を1ヶ月に1回確認し,その結果を冷	こめ , ≎却 <u>第</u> ・	記載の適i 福島第一	E化 組織改編
3. <u>循環注水</u> 冷却GMは,非常た場合,「FS-57・CP-001 原子 き,表139-3の措置を講					P・使用済燃料プール冷却設(	重転上の制限を満足していないと判断 備等の運転・保守管理マニュアル」に	<b>折した</b>	一つ保安規ジ	定変更
表139-1			7	表139-1					
項目	運転上	の制限		項目	運転	上の制限			
非常用水源	表 1 3 9 - 2 に定める保存	i水量(水位)が確保されて		非常用水源 表 1 3 9 - 2 に定める保有水量 ( <u>タンク</u> 水位) が確保 されていること					
表139-2				表139-2					
	ろ過水タンク 1 基 <sup>1</sup>	純水タンク1基 2			ろ過水タンク 1 基 <sup>1</sup>	純水タンク 1 基 <sup>2</sup>			
保有水量(タンク水位)	916m³(1.9m)以上	663m³(4.6m)以上		保有水量(タンク水位)	916m³(1.9m)以上	663m³(4.6m)以上			
1:3過水タンク1基とは1	o.1 ろ過水タンク,No.2 ろ過z	(タンクのうち , いずれか 1	_ 基をいう	1:3過水タンク1基とはN	o.1 ろ過水タンク,No.2 ろ過	  水タンクのうち , いずれか1基をい	う		
2:純水タンク1基とはNo.	1 純水タンク,No.2 純水タンク	7のうち , いずれか 1 基をい	う	2:純水タンク1基とはNo.	1 純水タンク,No.2 純水タン	クのうち,いずれか1基をいう			

変更前				变更後		備考	
₹139-3			表139-3				
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	・記載の適正化	
A .運転上の制限を満足して A	、1 . 純水タンク1基の保有水量(水位)	速やかに	A .運転上の制限を満足して	A 1 . 純水タンク1基の保有水量( <u>タンク</u>	速やかに		
いるろ過水タンクが 1 基	が制限値を満足していることを確認		いるろ過水タンクが1基	水位 )が制限値を満足していることを			
もない場合	する。		もない場合	確認する。			
及	なび			及び			
A	、2 .ろ過水タンク1基の保有水量(水位)	速やかに		A 2 . ろ過水タンク 1 基の保有水量 ( <u>タン</u>	速やかに		
	を制限値以内に復旧する措置を開始			<u>ク</u> 水位 )を制限値以内に復旧する措置			
	する。			を開始する。			
3 .運転上の制限を満足して E	3 1 .ろ過水タンク 1 基の保有水量( 水位 )	速やかに	B .運転上の制限を満足して	B 1 . ろ過水タンク 1 基の保有水量 ( <u>タン</u>	速やかに		
いる純水タンクが1基も	が制限値を満足していることを確認		いる純水タンクが1基も	<u>ク</u> 水位 )が制限値を満足していること			
ない場合	する。		ない場合	を確認する。			
A	なび			及び			
E	32.純水タンク1基の保有水量(水位)	速やかに		B 2 . 純水タンク 1 基の保有水量 ( <u>タンク</u>	速やかに		
	を制限値以内に復旧する措置を開始			水位 )を制限値以内に復旧する措置を			
	する。			開始する。			

### 福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定。比較表 変更前 変更後 (使用済燃料プールの水位及び水温) (使用済燃料プールの水位及び水温) 第140条 第140条 使用済燃料プールの水位及び水温は,表140-1で定める事項を運転上の制限とする。 使用済燃料プールの水位及び水温は,表140-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき,使用済燃料プールの水位及び水温を管理するとともに,│2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき,使用済燃料プー ・記載の適正化 前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 ルの水位及び水温を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認する (1) 当直長は,使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。 ため,次号を実施する。 なお ,使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評|(1)当直長は ,使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。 なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを 価する。 (2)当直長は,使用済燃料プールの水温が65以下であることを毎日1回確認する。なお,使用済 評価する。 燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が 65 以下であることを評│(2)当直長は,使用済燃料プールの水温が 65 以下であることを毎日1回確認する。なお,使用済

価する。

# 表140-1

価する。

項目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65 以下

プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,表140-2の措置を講じる。

3. 当直長は,使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判

#### 表140-2

20110 =		
条件	要求される措置	完了時間
A .使用済燃料プールの	A 1 . 使用済燃料プールの水位を回復する措置	速やかに
水位が運転上の制限	を開始する。	
を満足しないと判断		
した場合		
B .使用済燃料プールの	B 1 . 使用済燃料プールの温度を回復する措置	速やかに
温度が運転上の制限	を開始する。	
を満足しないと判断		
した場合		

断した場合,外部循環冷却GMに報告し,外部循環冷却GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料|3.当直長は,使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと|・福島第一組織改編に 判断した場合,冷却第三GMに報告し,冷却<u>第三</u>GMは「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール | 伴う保安規定変更 冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,表140-2の措置を講じる。

燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65 以下であることを評

#### 表140-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料プールの水温	65 以下

#### 表140-2

条件	要求される措置	完了時間
A .使用済燃料プールの	A 1.使用済燃料プールの水位を回復する措置	速やかに
水位が運転上の制限	を開始する。	
を満足しないと判断		
した場合		
B .使用済燃料プールの	B 1 . 使用済燃料プールの温度を回復する措置	速やかに
温度が運転上の制限	を開始する。	
を満足しないと判断		
した場合		

### 変更前 変更後 (使用済燃料プールー次系系統の漏えい監視) (使用済燃料プールー次系系統の漏えい監視) 第141条 第141条 使用済燃料プールー次系系統は,表141-1で定める事項を運転上の制限とする。 使用済燃料プールー次系系統は,表141-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき,使用済燃料プール一次系系統を管理するとともに,前│2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき,使用済燃料プー ・記載の適正化 項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。 ルー次系系統を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため (1)当直長は,使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はス 次号を実施する。 キマサージタンクの水位低下傾向により確認する。 (1) 当直長は,使用済燃料プールー次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又は (2) 当直長は、(1) において漏えいのおそれがあると判断した場合には、使用済燃料プールー次系 スキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。 系統の巡視を行う。 (2) 当直長は,(1) において漏えいのおそれがあると判断した場合には,使用済燃料プールー次系 系統の巡視を行う。 3、当直長は、使用済燃料プールー次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断し た場合,<u>外部循環</u>冷却GMに報告し,<u>外部循環</u>冷却GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プー|3.当直長は,使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断|・福島第一組織改編に した場合,冷却第三GMに報告し,冷却第三GMは「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール冷却│伴う保安規定変更 ル冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表141・2の措置を講じる。 設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表141-2の措置を講じる。

#### 表141-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プール	ー 一次系系統の異常な漏えい <sup>1</sup> がないこと
一次系系統	人が示説の共市な個人に かないこと

1:「異常な漏えい」とは,使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低 下による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。

#### 表141-2

条件	要求される措置	完了時間
A .使用済燃料プールー	A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措	速やかに
次系系統が運転上の	置を開始する。	
制限を満足しないと	及び	
判断した場合	A 2 . 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏	速やかに
	えいがない状態に復旧させる措置を開始す	
	<b>る</b> 。	

#### 表 1 4 1 - 1

項目	運転上の制限
使用済燃料プール	ー次系系統の異常な漏えい <sup>1</sup> がないこと
一次系系統	一人がが続い其市な꼐だい」がないこと

1:「異常な漏えい」とは,使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低 下による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。

#### 表141-2

条件	要求される措置	完了時間
A .使用済燃料プールー	A 1.使用済燃料プールの水位を回復させる措	速やかに
次系系統が運転上の	置を開始する。	
制限を満足しないと	及び	
判断した場合	A 2 . 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏	速やかに
	えいがない状態に復旧させる措置を開始す	
	<b>る</b> 。	

#### 変更前 変更後

#### (ほう酸水注入設備)

#### 第142条

原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表142-1で定める事項を運転上の 制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

- (1)ほう酸水の注入準備から,注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお, 注入後は,速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。
- 2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,|2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき, ほう酸水注入設備を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するた め,次の各号を実施する。
- (1)放射線・化学管理GMは,ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し,その結果を循環注水冷却GM に通知する。
- (2)循環注水冷却GMは,ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1,2の範囲内にあること を1ヶ月に1回確認する。
- 3.循環注水冷却GMは,ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断し|3.冷却第一GMは,ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した た場合,「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基 づき,表142-2の措置を講じる。

#### 表142-1

項目	運転上の制限
	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1,2の範
ほう酸水注入設備	囲内にあること

#### 表142-2

W112 2		
条件	要求される措置	完了時間
A.ほう酸水タンクの水位及び	A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温	速やかに現場
温度が図142-1,2の範	度を図142-1,2の範囲内	対応を行う体
囲内にない場合	に復旧する。	制を整えた後
		8 時間
B. 条件Aで要求される措置	B 1 . ほう酸水の注入手段を確保す	速やかに
を完了時間内に達成できな	る措置を開始する。	
い場合		

### (ほう酸水注入設備)

#### 第142条

原子炉の状態を維持するにあたって,ほう酸水注入設備は,表142-1で定める事項を運転上 の制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

- (1)ほう酸水の注入準備から,注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。な お,注入後は,速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。
- ほう酸水注入設備を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認する ため,次の各号を実施する。
- (1)放射線・化学管理GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を冷却第一GMに 通知する。
- (2)冷却第一GMは、ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1,2の範囲内にあることを 1ヶ月に1回確認する。
- 場合 , 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づ き,表142-2の措置を講じる。

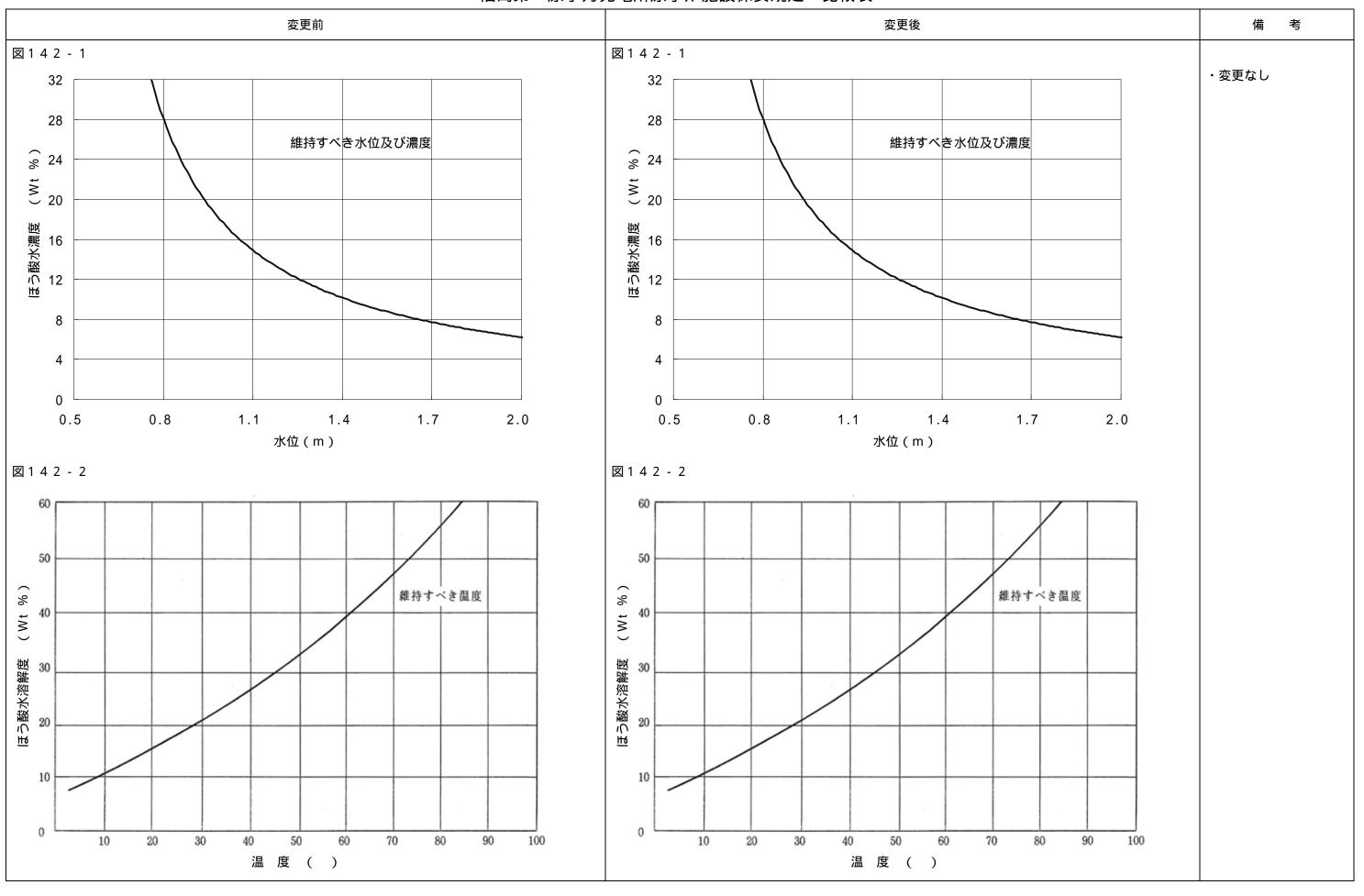
#### 表142-1

項目	運転上の制限
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1,2の範
はり扱小江八政備	囲内にあること

#### 表142-2

条件	要求される措置	完了時間
A . ほう酸水タンクの水位及び	A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温	速やかに現場
温度が図142-1,2の範	度を図142-1,2の範囲内	対応を行う体
囲内にない場合	に復旧する。	制を整えた後
		8 時間
B. 条件Aで要求される措置	B 1 . ほう酸水の注入手段を確保す	速やかに
を完了時間内に達成できな	る措置を開始する。	
い場合		

・福島第一組織改編に 伴う保安規定変更



变更前		備	 考
(未臨界監視) 第143条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率、3号炉の原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率は、表143-1で定める事項を運転上の制限とする。  2.1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率が割びまり、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率が削びで定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料ブール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」(本条文においては、以下「当該マニュアル」という。)に基づき、1号炉においては次の(1)及び(2)を実施し、2号炉においては次の(3)、(4)、(5)及び(6)を実施し、3号炉においては次の(3)、(4)及び(6)を実施する。 (1)当直長は、1号炉の原子炉格納容器カズ管理設備の放射線検出器が動作不能でないことを(1)の指示により1時間に1回確認する。 (2)当直長は、1号炉の原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作不能でないことを(1)の指示により1時間に1回配認する。 (3)当直長は、定められた計器の指示値における原子炉圧力容器底部の温度「を、1時間に1回記録し、記録から求めた温度上昇率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を原子炉安全評価GMに通知する。 (5)作業放射線管理GMは、2号炉の原子炉格納容器ガス管理設備で採取した原子炉格納容器カガスの放射能分析により短半減期核種の放射能濃度を1週間に1回記録し、その結果を原子炉安全評価GMに通知する。	(未臨界監視) 第143条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能 濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期 核種の放射能濃度、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリン グポストの空間線量率、3号炉の原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率は、表143-1で定める事項を運転上の制限とする。 2.1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器、2号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度、原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料ブール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」(本条文においては、以下「当該マニュアル」という。)に基づき、1号炉においては次の(1)及び(2)を実施し、2号炉においては次の(3)、(4)、(5)及び(6)を実施し、3号炉においては次の(3)、(4)及び(6)を実施する。 (1)当直長は、1号炉の原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作不能でないことを(1)の指示により1時間に1回確認する。 (2)当直長は、1号炉の原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作不能でないことを(1)の指示により1時間に1回確認する。 (4)放射線安全GMに通知する。 (4)放射線安全GMに通知する。 (5)作業放射線管理GMは、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率 'を1時間に1回記録し、空間線量率が表143-2の制限値を超えた場合には、速やかにその結果を <u>品質・安全</u> GMに通知する。 (5)作業放射線管理GMは、2号炉の原子炉格納容器ガス管理設備で採取した原子炉格納容器内ガスの放射能分析により短半減期核種の放射能濃度を1週間に1回記録し、その結果を <u>品質・安全</u> GMに通知する。	・福島第一組件う保安規定を	織改編に
原子炉安全評価GMに通知する。 (5)作業放射線管理GMは,2号炉の原子炉格納容器ガス管理設備で採取した原子炉格納容器内ガスの放射能分析により短半減期核種の放射能濃度を1週間に1回記録し,その結果を <u>原子炉安</u>	を <u>品質・安全</u> GMに通知する。 (5)作業放射線管理GMは,2号炉の原子炉格納容器ガス管理設備で採取した原子炉格納容器内 ガスの放射能分析により短半減期核種の放射能濃度を1週間に1回記録し,その結果を <u>品質・</u>		

変更前 変更後 備考

3.当直長は,原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度(1号炉のみ)が第1項で定める運|3.当直長は,原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度(1号炉のみ)が第1項で定める 転上の制限を満足していないと判断した場合、循環注水冷却GMに報告し、循環注水冷却GMは当 該マニュアルに基づき,表143-3の措置を講じる。また,当直長は,原子炉格納容器ガス管理 設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,当該マニュ アルに基づき,表143-3の措置を講じる。

原子炉安全評価GMは,原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度(2号炉のみ),原子 炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト又は可搬型モニタリングポストの空間線量率が 第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,循環注水冷却GMに報告し,循環 注水冷却GMは当該マニュアルに基づき,表143-3の措置を講じる。

- 1:故障等により測定不能となった場合は除く。ただし,この場合においては,速やかに修理又は 代用品を補充する措置あるいは代替手段で監視する措置を開始すること。
- 2:次のいずれかの条件に該当し,再臨界に至っていないと判断できる場合を除く。 原子炉注水系の注水量の減少等に伴う原子炉圧力容器底部温度の上昇 天候等に伴う空間線量率の上昇

#### 表143-1

#### 1 . 1号炉

項目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること
原子炉格納容器ガス管理設備	1 チャンネルが動作可能であること
の放射線検出器	

#### 2 . 2 号炉

項目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること
原子炉圧力容器底部	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値
の温度上昇率	以下であること
モニタリングポスト及び	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値
可搬型モニタリングポスト	以下であること
の空間線量率	

運転上の制限を満足していないと判断した場合,冷却第一GMに報告し,冷却第一GMは当該マニ ュアルに基づき,表143-3の措置を講じる。また,当直長は,原子炉格納容器ガス管理設備の 放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 当該マニュアルに 基づき,表143-3の措置を講じる。

品質・安全GMは,原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度(2号炉のみ),原子炉 圧力容器底部の温度上昇率,モニタリングポスト又は可搬型モニタリングポストの空間線量率が第 1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,冷却第一GMに報告し,冷却第一G Mは当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。

- 1:故障等により測定不能となった場合は除く。ただし,この場合においては,速やかに修理又 は代用品を補充する措置あるいは代替手段で監視する措置を開始すること。
- 2:次のいずれかの条件に該当し,再臨界に至っていないと判断できる場合を除く。 原子炉注水系の注水量の減少等に伴う原子炉圧力容器底部温度の上昇 天候等に伴う空間線量率の上昇

#### 表143-1

#### 1 . 1 号炉

項目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること
原子炉格納容器ガス管理設備	1 チャンネルが動作可能であること
の放射線検出器	

#### 2 . 2 号炉

項目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること
原子炉圧力容器底部	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値
の温度上昇率	以下であること
モニタリングポスト及び	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値
可搬型モニタリングポスト	以下であること
の空間線量率	

・福島第一組織改編に 伴う保安規定変更

	11	
変更前	変更後	備  考

### 3 . 3 号炉

項目	運転上の制限					
原子炉圧力容器底部	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値					
の温度上昇率	以下であること					
モニタリングポスト及び	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値					
可搬型モニタリングポスト	以下であること					
の空間線量率						

### 表143-2

### 1 . 1号炉

項目	制限値
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下

### 2 . 2号炉

項目	制限値
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下
原子炉圧力容器底部	3.6 /h以下及び14.0 /d以下
の温度上昇率	
モニタリングポスト	(バックグランド ³+2μSv/h)以下
の空間線量率	
可搬型モニタリングポスト	(バックグランド ³+2μSv/h)以下 ⁴
の空間線量率	

### 3 . 3 号炉

項目	制限值
原子炉圧力容器底部	3.6 /h 以下及び15.2 /d 以下
の温度上昇率	
モニタリングポスト	(バックグランド ³+2μSv/h)以下
の空間線量率	
可搬型モニタリングポスト	(バックグランド ³+2μSv/h)以下 ⁴
の空間線量率	

- 3:雨天等の降下を除いた至近の空間線量率をバックグランドとする。
- 4:事務本館南側の当該可搬型モニタリングポストは,周囲の線量が高いため,未臨界判断基準として,(バックグランド+5µSv/h)以下とする。

#### 3 . 3 号炉

項目	運転上の制限					
原子炉圧力容器底部	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値					
の温度上昇率	以下であること					
モニタリングポスト及び	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値					
可搬型モニタリングポスト	以下であること					
の空間線量率						

### 表143-2

### 1 . 1号炉

項目	制限値		
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下		

### 2 . 2 号炉

項目	制限値
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下
原子炉圧力容器底部	3.6 /h 以下及び14.0 /d 以下
の温度上昇率	
モニタリングポスト	(バックグランド ³+2μSv/h)以下
の空間線量率	
可搬型モニタリングポスト	(バックグランド ³+2μSv/h)以下 ⁴
の空間線量率	

### 3 . 3 号炉

項目	制限値
原子炉圧力容器底部	3.6 /h 以下及び15.2 /d 以下
の温度上昇率	
モニタリングポスト	(バックグランド ³+2μSv/h)以下
の空間線量率	
可搬型モニタリングポスト	(バックグランド ³+2μSv/h)以下 ⁴
の空間線量率	

- 3:雨天等の降下を除いた至近の空間線量率をバックグランドとする。
- 4:事務本館南側の当該可搬型モニタリングポストは,周囲の線量が高いため,未臨界判断基準として,(バックグランド+5µSv/h)以下とする。

・変更なし

	変更前			変更後		備考
4 3 - 3			表143-3			
1 号炉			1 . 1 号炉			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	・記載の適正化
A . 短半減期核種の放射	A 1 . <u>未臨界と</u> する措置を開始する。	速やかに	A . 短半減期核種の放射	A 1 . <u>ほう酸水を注入</u> する措置を開始す	速やかに	
能濃度が運転上の制限			能濃度が運転上の制限	<b>る</b> 。		
を満足していないと判			を満足していないと判			
断した場合			断した場合			
B . 動作可能である原子	B 1 . 原子炉圧力容器底部の温度上昇率 ,	速やかに	B.動作可能である原子	B1.原子炉圧力容器底部の温度上昇率 ,	速やかに	
炉格納容器ガス管理設	モニタリングポスト及び可搬型モニ	その後	炉格納容器ガス管理設	モニタリングポスト及び可搬型モニ	その後	
備の放射線検出器が1	タリングポストの空間線量率を記録	1時間に1回	備の放射線検出器が 1	タリングポストの空間線量率を記録	1時間に1回	
チャンネルもない場合	し,その結果を,当該マニュアルに基		チャンネルもない場合	し,その結果を,当該マニュアルに基		・福島第一組織改編
	づき, <u>原子炉安全評価</u> GMに通知す			づき , <u>品質・安全</u> G M に通知する。		伴う保安規定変更
	<b>る</b> 。			及び		
	及び			B 2 .原子炉格納容器ガス管理設備の放射		
	B 2 .原子炉格納容器ガス管理設備の放射	速やかに		線検出器を動作可能な状態に復旧す	速やかに	
	線検出器を動作可能な状態に復旧す			る措置を開始する。		
	る措置を開始する。		C . 条件 B で要求される	│ C 1 . <u>ほう酸水を注入</u> する措置を開始す│	速やかに	・記載の適正化
	C 1. <u>未臨界と</u> する措置を開始する。	速やかに	措置を実施中に,未臨	<b>ర</b> .		
措置を実施中に,未臨			界であることが確認で			
界であることが確認で			きない場合			
きない場合						
1			2.2号炉			
2 号炉			条件	要求される措置	完了時間	
条件	要求される措置	完了時間	A . 運転上の制限を満足		速やかに	
	A 1 . <u>未臨界と</u> する措置を開始する。	速やかに	していないと判断した	<b>వ</b> .		
していないと判断した			場合			
場合						
1			3 . 3号炉			
3号炉			条件	要求される措置	完了時間	
条件	要求される措置	完了時間	A.運転上の制限を満足	A 1 . <u>ほう酸水を注入</u> する措置を開始す 	速やかに	
	A 1 . <u>未臨界と</u> する措置を開始する。	速やかに	していないと判断した	<b>వ</b> .		
していないと判断した			場合			
場合						

			1 /13		变更後			備	 老
			/ 空車 + 7 + 1 + 1 + 1 + 1	×××			I'ff	<del></del>	
(窒素ガス封入設備) 第144条			(窒素ガス封入設備)						
		第144条	₩₩₩₩₽₽₩₩₽	± 4 4 4 7 7 7	いよっまま				
	と維持するにあたって,窒素ガス封入設備は, 3、 大名文は4日は、2日は7.7%3日は 8.7%	_			維持するにあたって,窒素ガス封入設備は,				
-	3 , 本条文は1号炉 , 2 号炉及び3号炉のみ適原 1 . かいははなかなかい	用される。ににし,以下	い場			適用される。にに	: 0,以下		
合は,運転上の制限を満足のよりである。	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\放妆罢去	古ム しょうしん	,	満足しないとはみなさない。 	八碗妆罢去	:.LI <del>=</del>		
	₹検,電源停止等のために,計画的に窒素ガスst より窒素ガスを封入する場合。	7. 確衣且を一吋庁止し,	同日		候,竜原庁正寺のために,計画的に至系カス より窒素ガスを封入する場合。	、万確衣且を一吋庁	・止し,同		
	、ウ至系カスを封入する場合。 註装置が停止した場合において , 速やかに当該∑	7.1+仏の容表ガラム敵物	生罢た			マスは他の容素ガス	乙酰妆宝		
起動させた場合。	*衣直が停止した場合にのいて,述とかに当該。	X は他の至系カスカ幅で	で国で	(2) 建戦中の至系ガスガ劇を起動させた場合。	衣重が停止しに場合にのいて,述でがに当む	(人は他の至系カ人	、刀傩衣且		
心割らせた场口。				を起到させた場合。					
2 .「FS-57・CP-001 原子炉	・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管	管理マニュアル 」に基っ	ぎ,	2 .「FS-57・CP-001 原子炉・	使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管	<b>愛理マニュアル</b> 」に	基づき,		
窒素ガス封入設備を管理す	「るとともに , 前項で定める運転上の制限を満足	足していることを確認す	るた	窒素ガス封入設備を管理す	るとともに,前項で定める運転上の制限を満	足していることを	確認する		
め,次の各号を実施する。				ため,次の各号を実施する					
( 1 ) <u>原子炉安全評価</u> G M l	は,格納容器の状態に応じ,必要な窒素封入量を	を評価し, <u>外部循環</u> 冷去	JGM	(1) <u>品質・安全</u> GMは,格	納容器の状態に応じ,必要な窒素封入量を評	<sup>፻</sup> 価し,冷却 <u>第二</u> G	Mに通知	・福島第一組	且織改編に何
に通知する。				する。				う保安規定変	更
(2) <u>外部循環</u> 冷却GMは	必要な窒素封入量が確保されていることを毎	∃1回確認する。なお ,	必要	(2)冷却 <u>第二</u> GMは,必要	な窒素封入量が確保されていることを毎日1	回確認する。なお	3,必要な		
な窒素封入量が確保で	ざきていない場合は速やかに所定の封入量に戻 <sup>っ</sup>	すこと。		窒素封入量が確保でき	ていない場合は速やかに所定の封入量に戻す	こと。			
	運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納る	容器圧力以上であること	:及び			圧力以上であるこ	と及び封		
	が99%以上であることを毎日1回確認する。			入する窒素の濃度が 99%以上であることを毎日 1 回確認する。					
(4) <u>外部循環</u> 冷却GMは	,表144-2に定める事項を確認する。			(4)冷却 <u>第二</u> GMは,表1 	44-2に定める事項を確認する。				
3. <u>外部循環</u> 冷却GMは,窒	『素ガス封入設備が第1項で定める運転上の制P	<b>艮を満足していないと</b> 判	断し	3.冷却 <u>第二</u> GMは,窒素ガ	ス封入設備が第1項で定める運転上の制限を	:満足していないと	:判断した		
た場合 ,「FS-57・CP-001 原	夏子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・1	呆守管理マニュアル 」に	基づ	場合 ,「FS-57・CP-001 原子	<sup>2</sup> 炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・係	R守管理マニュアル	/」に基づ		
き,表144-3の措置を	護講じる。			き,表144-3の措置を講じる。					
表 1 4 4 - 1				表144-1					
項目	運転上の制限			項目	運転上の制限				
	窒素ガス分離装置1台が運転中であること	及び高台窒素ガ			室素ガス分離装置1台が運転中であること	: 及び高台窒素ガ			
窒素ガス封入設備	ス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディー	- ゼル発電機を含		窒素ガス封入設備	ス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディー	- ゼル発電機を含			
	む)が動作可能であること				む)が動作可能であること				
表 1 4 4 - 2				表144-2					
1	項目	頻度		144 - 2	項目	 頻度	7		
高台窓表ガス分離準署 / 草	ー 増甲 台室素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含			高台窓表ガス分離準署(草4	ー 増日 計室素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含		-		
同日至系ガスガ離表員(同   む)が動作可能であること				同日至系カスカ解表員(同日   む)が動作可能であることで					
O / D ENILLING CO.O.C.C.	С н∉ µ∪ 7 V <sub>0</sub>				- ME HU フ ♥ 0		_		

	変更前			変更後		備考
1 4 4 - 3			表 1 4 4 - 3			・変更なし
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
(・.運転中の窒素ガス分	A 1 高台窒素ガス分離装置を運転状態とする	速やかに	A .運転中の窒素ガス分	A 1 .高台窒素ガス分離装置を運転状態とする	速やかに	
離装置が1台もない	措置を開始する。		離装置が1台もない	措置を開始する。		
場合 (ただし,速やか	及び		場合(ただし,速やか	及び		
に窒素ガス分離装置	A 2 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動	速やかに	に窒素ガス分離装置	A 2 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動	速やかに	
を起動させた場合を	作可能な状態に復旧する措置を開始する。		を起動させた場合を	作可能な状態に復旧する措置を開始する。		
除く)			除く)			
3 .高台窒素ガス分離装	B 1 .高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分	速やかに	B .高台窒素ガス分離装	B 1 .高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分	速やかに	
置が動作不能の場合	離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作		置が動作不能の場合	離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作		
	可能な状態に復旧する措置を開始する。			可能な状態に復旧する措置を開始する。		

(登上に指言する消傷水) 第145条		—————————————————————————————————————	光電所原子炉施設保安規定 比較表			
第145条		变更前		変更後	備	考
理区に貯留する湯陽水は、表145・1、表145・2及び表145・3に定める事項を運転上の 制定する。  2、「FR-57・KT-001 高レベル協射性湯留水処理附連設得の運転・保守管理マニュアル。に基づき、該足に貯留する湯留水は、表145・1、表145・2及び表145・3に定める事項を運転上の 制限とする。  2、「FR-57・KT-001 高レベル協射性湯留水処理附連設得の運転・保守管理マニュアル。に基づき、該足に貯留する湯留水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の音号を実施する。  (1) <u>海盤水産場</u> GMは、2号外及び3号外の立対登びにプロセス主達屋及び輸固体廃棄物所容処理は 医の周周水の水位・1分類を廃棄していることを確認するため、次の当日を実施する。  (2) <u>海盤水産場</u> GMは、1・4号炉タービン違屋、1・4号炉原子炉屋屋、1・4号炉原子炉屋屋、1・4号炉房を開始では、1つメ処理計画の MB 表で、1・4号炉タービン違屋、1・4号炉原子炉屋、1・4号炉房を開放する。  (3) 放射線・化学管理の Mは、1・4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び輸固体廃棄物所容処理 建定の場の水の水位・1分類を開発である。  (3) 放射線・化学管理の Mは、1・4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び輸固体廃棄物所容処理 建定の場の水位・1分基屋の方面が水位・1分差屋、プロセス主建屋及び輸固体廃棄物所容処理 建定の場の水のないと・1分属屋が関係の産業を関係のサブドレン水の放射能震度(セシウム134及びセラム137)を13個間に1回割 定し、その結果を連盤水産液の MB 表が表達の ME 表が表を確認 できない場合は、	(建屋に貯留する滞留水)		(建屋に貯留する滞留水)			
制限とする。  2、「FS-57・NT-001 高レベル放射性海音水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル、に基づき、速度に貯留する滞留水及び速度で発生する水素を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の音号を実施する。 (2、) 滞留水移送 GMは、2、早外の2013 号外の立轨並びにプロセス上建屋及び傾固体条業物減容処理と図の滞留水の水位 を毎日1 回離認する。 (2、) 滞留水移送 GMは、1、2 年外で2013 号外の立轨並びにプロセス上建屋及び傾固体条業物減容処理と図の滞留水の水位 を毎日1 回離認する。 (2、) 滞留水移送 GMは、1、4 年がターピン理屋、1 - 4 年が発棄が砂速理と同か時間に1回商総 する。 (3、) 放射線・化学管理 GMは、1 - 4 年がターピン理屋、プロセス主建屋及び傾回体条業物減容処理 選屋の清留水の水位 「が建屋が傍のサブドレン水の水位より低にことを1 期間に1 回商総 する。 (3、) 放射線・化学管理 GMは、1 - 4 年が内とどり速度、プロセス主建屋及び強国体系要物域搭入程度 JMの表現を水処理第一 GMは、1 - 4 年が内とどり速度、プロセス主建屋及び強国体系要物域搭入程度 JMの表現を大型度、プロセス主建屋及び対国体系要物域搭入程度 JMの表現を大型度、プロセス主建屋及び対国体系要物域搭入程度 JMの表現を大型度、プロセス主建屋及び対国体系要物域搭入程度 JMの表現を大型度、プロセス主建屋及び対国体系要物域搭入程度 JMの表現を大型度、プロセス主建屋及び対国体系要が過程をJMの表現を大型度、プロセス主建屋及び対国体系要物域存処理 JMの表現を大型度、プロセス主建屋及び対国体系要や JMの表現を大型度、プロセス主建屋及び対国体系要が対容。 1:電源体上、模器の不具合等で確認できない場合は、解得号が又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。 2:境分温度による仕重を考慮した補正値を用いること。 3 滞留水移送 GMは、 漢国に貯留する滞留水が、第 1項で定める運転上の制限を満足していないと 対路、大型運運 GMは、 JMの不具合等で確認できない場合は、解得号が又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。 2:境分温度による仕重を考慮した補正値を用いること。  3 滞留水移送 GMは、 建国に貯留する滞留水が、第 1項で定める運転との制限を満足していないと 対路及に貯留する滞留水が、第 1項で定める運転との制限を満足していないと 対路及に貯留する滞留水が、第 1項で定める運転との制限を満足していないと 対路及に貯留する滞留水が、第 1項で定める運転との連環を接近の運転、保守管理マニュアル」に高づき、表 1 4 5 - 1 の財置を請じる。 表 1 4 5 - 1 項目 運転上の制限 CP 3 5.600m 以下 DPの立体の溶解が水位 CP 3 5.600m 以下 DPの立体の溶解が水位 CP 5.600m 以下 DPの立人の溶解が水位 CP 5.600m 以下 DPの立体の溶解が水位 CP 5.600m 以下 DPの立体の溶解が水位 CP 5.600m 以下 DPの立体が体が CP 5.600m 以下 DPの立体が体が CP 5.600m 以下 DPの立体が体が CP 5.600m 以下 DPの立体が体が CP 5.600m 以下 DPの立人の発音が水位 CP 5.600m 以下 DPの立体が体が CP 5.600m 以下 DPの立体が体が CP 5.600m 以下 CP 5.600m	第145条		第145条			
2 、「F8-57・VT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、接 屋に貯留する希望水及び建屋で発生する水条を管理するとともに、前頃で定める塗転上の制限を消足 していることを確認するため、次の合号を実施する。 (1) 溶菌水粉返 G Mは、2 号炉及び 3 号炉の立坑並びにプロセス主建屋及び傾間体展棄物減溶処理建 屋の滞留なの水位 「全毎日 1回機算する。 (2) <u>溶温水粉必</u> G Mは、1 - 4 号炉タービン建屋、1 - 4 号炉原子炉遮屋、1 - 4 号炉原子炉遮屋、1 - 4 号炉原子炉遮屋、1 - 4 号炉原子炉遮屋、1 - 4 号炉原子炉遮屋、2 - 水砂理素 - G Mは、1 - 4 号炉原子炉遮屋、1 - 4 号炉原水砂水位 で加速する。 (2) 水砂理第一G Mは、1 - 4 号炉タービン建屋、1 - 4 号炉原子炉遮屋、1 - 4 号炉房子炉遮屋、1 - 4 号炉タービン速屋、1 - 4 号炉タービン速屋、1 - 4 号炉原子炉遮屋、1 - 4 号炉原子炉遮屋、1 - 4 号炉房子炉遮屋、7 ロセス主建屋及び傾固体廃棄物減停処理速屋、7 のは、1 - 4 号炉タービン速屋、7 ロセス主建屋及び傾固体廃棄物減停処理速屋、7 のは、1 - 4 号炉タービン速屋、7 ロセス主建屋及が傾回体廃棄物減停処理速屋、7 のは、1 - 4 号炉タービン速屋、7 ロセス主建屋及び傾回体廃棄物減停処理速屋、7 のは、1 - 4 号炉タービン速屋、7 ロセス主建屋及び傾回体廃棄物減停処理速屋、7 のは上でを1 1週間、1 日 第2 日本では1 日	建屋に貯留する滞留水は,表145-1	, 表 1 4 5 - 2 及び表 1 4 5 - 3 に定める事項を運転上の	建屋に貯留する滞留水は,表145-1,	表145-2及び表145-3に定める事項を運転	坛上	
屋に貯留する滞留水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>満起水移送</u> らMは、2 号か及び3 号やの立坑並がにプロセス主建屋及び韓国体廃棄物減容処理は 度の刑害が必必(を毎日1回確認する。 (2) <u>滞留水移送</u> らMは、2 号か及び3 号やの立坑並がにプロセス主建屋及び韓国体廃棄物減容処理は 度の刑害が必水位(を毎日1回確認する。 (2) <u>滞留水移送</u> らMは、1 - 4 号が房一性が建度、1 - 4 号が原子が建度、1 - 4 号が廃棄物処理は 度 プロセス主建屋及び韓国体廃棄物減容処理は 度 プロセス主建屋及び韓国体廃棄物減容処理は 度 プロセス主建屋及び韓国体廃棄物減容処理は	制限とする。		の制限とする。			
していることを確認するため,次の各号を実施する。 (1) 法規度水移送6 のは、2 号外及び3 号やの立坑並びにプロセス主建屋及び韓岡体原棄物減容処理と 屋の滞留水の水位 'を毎日1回確認する。 (2) 選選水移送6 のは、1 - 4 号外原子が建屋、1 - 4 号外原子が建屋、1 - 4 号外原素物処理法 屋、プロセス主建屋及び韓岡体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位 ' が建屋近傍のサブドレン水 の水位より低いことを 1 週間に1回確認 ' する。 (3) 別数排水 化学管理 の州は、1 - 4 号外とご浸屋、プロセス主建屋及び韓岡体廃棄物減容処理 建屋、プロセス主建屋及び韓国体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位 ' が建屋近傍のサブドレン水 の水位より低いことを 1 週間に1回確認 ' する。 (3) 別数排水 化学管理 の州は、1 - 4 号外や ビン浸屋、プロセス主建屋及び韓国体廃棄物減容処理 建屋、プロセス主建屋及び韓国体廃棄物減容処理 にを管理・プロセス主建屋及び韓国体廃棄物減容処理 建屋、アロセス主建屋及び韓国体原棄物域容処理 定力・本の会型を1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 .「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処	l理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき,建	│ ! │ 2 .「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理	関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき	, 建	
(1) <u>滞留水修送</u> GMは,2号炉及び3号炉の立坑並びにプロセス主建层及び雑固体廃棄物減容処理	屋に貯留する滞留水及び建屋で発生する水	<sub>長</sub> を管理するとともに , 前項で定める運転上の制限を満足	屋に貯留する滞留水及び建屋で発生する水素	を管理するとともに,前項で定める運転上の制限な	を満	
屋の滞留水の水位 「を毎日1回確認する。 (2) 滞留水を送らMは、1~4号炉タービン建屋、1~4号炉原子炉建屋、1~4号炉度 2 2 2 2 2 3 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	していることを確認するため,次の各号を乳	<b>复施する。</b>	足していることを確認するため,次の各号を乳	実施する。		
(2) <u>滞留水移送</u> GMは、1 - 4号炉タービン建屋、1 - 4号炉廃棄物処理建屋、7 - 4号炉房棄物処理建屋、7 - 4号炉房棄物処理 建屋、7 - 4号炉房车が建屋、1 - 4号炉房棄物処理 建屋、7 - 4号炉房车が建屋、1 - 4号炉房棄物処理 建屋、7 - 4号炉房车が建屋、1 - 4号炉房棄物処理 建屋、7 - 4号炉房棄物规管、建屋、7 - 4号炉房棄物规管、2 + 2号炉の分单筒 2 + 2号炉の分上の 3 + 3 + 4 - 4号炉房棄物処理 建屋、7 - 4号炉房棄物処理 建屋、7 - 4号炉房车物通路 2 + 2号炉の工作の数据器できない場面を開始を取りまた。	(1) <u>滞留水移送</u> GMは,2号炉及び3号炉の	)立坑並びにプロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建	【 (1) <u>水処理第一</u> GMは,2号炉及び3号炉の	立坑並びにプロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処	処理 ・福島第一	-組織改編に作
屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位 <sup>1</sup> が建屋近傍のサプドレン水 の水位より低いことを 1 週間に 1 回確認 <sup>2</sup> する。 (3)放射線・化学管理 G M は、1、4 号かタービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理 建屋近傍のサプドレン水の水的なり低いことを 1 週間に 1 回確認 <sup>2</sup> する。 (3)放射線・化学管理 G M は、1、4 号がタービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理 建屋近傍のサプドレン水の放射能濃度 ( セシウム 1 3 4 及びセシウム 1 3 7 )を 1 週間に 1 回測 定し、その結果を漫盤水移送 G M に通知する。  1:電源停止・機器の不具合等で確認できない場合は,隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水 位を評価する。 2:塩分濃度による比重を考慮した補正値を用いること。  3. <u>滞留水移送 G M は、建</u> 屋に貯留する滞留水が、第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判 断した場合、 「FS・57・VT・001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基 ブき、表 1 4 5 - 4 の措置を講じる。  表 1 4 5 - 1  「項目 運転上の制限 2 号炉の立坑の滞留水水位 0 2 3,500mm 以下 0 9.3,500mm 以下 1 項目 運転上の制限 2 号炉の立坑の滞留水水位 0 9.3,500mm 以下 1 可と、 3 9炉の立坑の滞留水水位 0 9.3,500mm 以下 1 可と、 5,600mm 以下 1 7 0 中 3,500mm 以下 1 0 中 3,500mm 以下 1 7 0 中 3 0	屋の滞留水の水位 1を毎日1回確認す	<b>る</b> 。	建屋の滞留水の水位 <sup>1</sup> を毎日1回確認す	<b>る</b> 。	う保安規定	変更
の水位より低いことを 1 週間に 1 回確認 <sup>2</sup> する。 (3 ) 放射線・化学管理 G M は、1 ~ 4 号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理 建屋近傍のサブドレン水の放射能温度(セシウム 1 3 4 及びセシウム 1 3 7 )を 1 週間に 1 回測 定し、その結果を <u>滞留水移送</u> G M に通知する。  1 : 電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水 位を評価する。 2 : 塩分濃度による比重を考慮した補正値を用いること。  3 . <u>滞留水移送</u> G M は、建屋に貯留する滞留水が、第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判 断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基 づき、表 1 4 5 - 4 の措置を講じる。  表 1 4 5 - 1  項目  項目  項目  運転上の制限  2 号炉の立坑の滞留水水位  0 P 3,500mm 以下  3 号炉の立坑の滞留水水位  0 P 3,500mm 以下  プロセス主建屋の滞留水水位  の P 3,500mm 以下  プロセス主建屋の滞留水水位  の P 5,600mm 以下  プロセス主建屋の滞留水水位  の P 5,600mm 以下  プロセス主建屋の滞留水水位  の P 5,600mm 以下	(2) <u>滞留水移送</u> GMは , 1 ~ 4 号炉タービ	ノ建屋 , 1 ~ 4 号炉原子炉建屋 , 1 ~ 4 号炉廃棄物処理建	!	建屋,1~4号炉原子炉建屋,1~4号炉廃棄物処	<b>心理</b>	
(3)放射線・化学管理GMは、1~4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理 建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度(セシウム134及びセシウム137)を1週間に1回測 定し、その結果を滞留水移送GMに通知する。  1:電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水 位を評価する。 2:塩分濃度による比重を考慮した補正値を用いること。  3.滞留水移送GMは、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表145-4の措置を請じる。 表145-1  「項目 運転上の制限 2号炉の立坑の滞留水水位 0P.3,500mm 以下 3号炉の立坑の滞留水水位 0P.3,500mm 以下 7ロセス主建屋の滞留水水位 0P.5,600mm 以下	屋 ,プロセス主建屋及び雑固体廃棄物洞	┆容処理建屋の滞留水の水位 ¹が建屋近傍のサブドレン水	建屋,プロセス主建屋及び雑固体廃棄物	咸容処理建屋の滞留水の水位 <sup>1</sup> が建屋近傍のサブ	ドレ	
理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度(セシウム 1 3 4 及びセシウム 1 3 7 )を 1 週間に 1 回測 定し、その結果を滞留水移送 G Mに通知する。  1: 電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水 位を評価する。 2: 塩分濃度による比重を考慮した補正値を用いること。  3. 滞留水移送 G Mは、建屋に貯留する滞留水が、第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判 断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基 ブき、表 1 4 5 - 4 の措置を講じる。 表 1 4 5 - 1  「項目 運転上の制限 2 号炉の立坑の滞留水水位 0 P.3,500mm 以下 フロセス主建屋の滞留水水位 0 P.3,500mm 以下 フロセス主建屋の滞留水水位 0 P.5,600mm 以下 フロセス主建屋の滞留水水位 0 P.5,600mm 以下 フロセス主建屋の滞留水水位 0 P.5,600mm 以下 フロセス主建屋の滞留水水位 0 P.5,600mm 以下				•		
定し、その結果を <u>滞留水移送</u> GMに通知する。  1:電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。 2:塩分濃度による比重を考慮した補正値を用いること。  3. <u>滞留水移送</u> GMは、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表145・4の措置を講じる。  表145・1  項目  運転上の制限  2号炉の立坑の滞留水水位  のP.3,500mm 以下  3号炉の立坑の滞留水水位  のP.3,500mm 以下  プロセス主建屋の滞留水水位  のP.5,600mm 以下  プロセス主建屋の滞留水水位  のP.5,600mm 以下						
1:電源停止,機器の不具合等で確認できない場合は,隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。 2:塩分濃度による比重を考慮した補正値を用いること。  3. <u>滞留水移送</u> GMは,建屋に貯留する滞留水が,第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき,表145・4の措置を講じる。  表145・1  項目 ②号炉の立坑の滞留水水位 のP.3,500mm以下 3号炉の立坑の滞留水水位 のP.3,500mm以下 プロセス主建屋の滞留水水位 のP.5,600mm以下 プロセス主建屋の滞留水水位 のP.5,600mm以下 プロセス主建屋の滞留水水位 のP.5,600mm以下					<b>□</b> 1	
水位を評価する。 2:塩分濃度による比重を考慮した補正値を用いること。  3. <u>滞留水移送</u> GMは,建屋に貯留する滞留水が,第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,「FS-57・WT-001高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基 対き,表145・4の措置を講じる。  表145・1  「項目 運転上の制限 2 号炉の立坑の滞留水水位 のP.3,500mm 以下 3 号炉の立坑の滞留水水位 のP.3,500mm 以下 プロセス主建屋の滞留水水位 のP.5,600mm 以下 プロセス主建屋の滞留水水位 のP.5,600mm 以下 プロセス主建屋の滞留水水位 のP.5,600mm 以下	定し,その結果を <u>滞留水移送</u> GMに通乳 	①する。	回測定し,その結果を <u>水処理第一</u> GMにi 	通知する。		
2 : 塩分濃度による比重を考慮した補正値を用いること。  3 . <u>滞留水移送</u> G M は , 建屋に貯留する滞留水が , 第 1 頂で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 , 「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき , 表 1 4 5 - 4 の措置を講じる。  表 1 4 5 - 1  「項目 運転上の制限 2 号炉の立坑の滞留水水位	1:電源停止,機器の不具合等で確認で	きない場合は,隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水	1:電源停止,機器の不具合等で確認でき	ない場合は,隣接号炉又は移送先の水位計等を確記	忍し	
3 . <u>滞留水移送</u> G M は , 建屋に貯留する滞留水が , 第 1 頂で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 , 「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき , 表 1 4 5 - 4 の措置を講じる。  表 1 4 5 - 1  「項目 運転上の制限 2 号炉の立坑の滞留水水位 0P.3,500mm 以下 3 号炉の立坑の滞留水水位 0P.3,500mm 以下 プロセス主建屋の滞留水水位 0P.5,600mm 以下 プロセス主建屋の滞留水水位 0P.5,600mm 以下	位を評価する。		水位を評価する。			
断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表145-4の措置を講じる。  表145-1  「項目 運転上の制限 2号炉の立坑の滞留水水位 0P.3,500mm 以下 3号炉の立坑の滞留水水位 0P.3,500mm 以下 プロセス主建屋の滞留水水位 0P.5,600mm 以下 プロセス主建屋の滞留水水位 0P.5,600mm 以下	2 : 塩分濃度による比重を考慮した補正	直を用いること。	2:塩分濃度による比重を考慮した補正値	を用いること。		
でき、表145-4の措置を講じる。       に基づき、表145-4の措置を講じる。         表145-1       表145-1         2号炉の立坑の滞留水水位       のP.3,500mm 以下         3号炉の立坑の滞留水水位       のP.3,500mm 以下         プロセス主建屋の滞留水水位       のP.5,600mm 以下         プロセス主建屋の滞留水水位       のP.5,600mm 以下	   3. <u>滞留水移送</u> GMは,建屋に貯留する滞留2	kが , 第1項で定める運転上の制限を満足していないと判	│ │ 3. <u>水処理第一</u> GMは,建屋に貯留する滞留水	が,第1項で定める運転上の制限を満足していない	16	
表 1 4 5 - 1	断した場合 ,「FS-57・WT-001 高レベル放射!	生滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基	判断した場合 ,「FS-57・WT-001 高レベル放射	性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアノ	נע	
項目運転上の制限項目運転上の制限2号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下2号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下3号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下3号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下プロセス主建屋の滞留水水位OP.5,600mm 以下プロセス主建屋の滞留水水位OP.5,600mm 以下	づき,表145-4の措置を講じる。		に基づき,表145-4の措置を講じる。			
2 号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下2 号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下3 号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下3 号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下プロセス主建屋の滞留水水位OP.5,600mm 以下プロセス主建屋の滞留水水位OP.5,600mm 以下	表 1 4 5 - 1		表 1 4 5 - 1			
3 号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下3 号炉の立坑の滞留水水位OP.3,500mm 以下プロセス主建屋の滞留水水位OP.5,600mm 以下プロセス主建屋の滞留水水位OP.5,600mm 以下	項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
プロセス主建屋の滞留水水位 OP.5,600mm 以下 プロセス主建屋の滞留水水位 OP.5,600mm 以下	2 号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下	2 号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下		
	3 号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下	3 号炉の立坑の滞留水水位	OP.3,500mm 以下		
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位 OP.4,200mm 以下 雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位 OP.4,200mm 以下	プロセス主建屋の滞留水水位	OP.5,600mm 以下	プロセス主建屋の滞留水水位	OP.5,600mm 以下		
	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	OP.4,200mm 以下	雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位	OP.4,200mm 以下		

	变更前		变更後	備考
表145-2		表 1 4 5 - 2		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	・変更なし
1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉タービ		1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉タービ		
ン建屋の滞留水水位		ン建屋の滞留水水位		
1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉原子炉		1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉原子炉		
建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えな	建屋の滞留水水位	各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えな	
1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉廃棄物	いこと	1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉廃棄物	いこと	
処理建屋の滞留水水位		処理建屋の滞留水水位		
プロセス主建屋の滞留水水位		プロセス主建屋の滞留水水位		
雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位		雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水水位		
表145-3		表 1 4 5 - 3		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉タービ		1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉タービ		
ン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度		ン建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度		
プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射	放射能濃度が 1.0×10 <sup>2</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 以下であるこ	プロセス主建屋近傍のサブドレン水の放射	放射能濃度が 1.0×10 <sup>2</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 以下であるこ	
能濃度	۷	能濃度	۷	
雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレ		雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレ		
ン水の放射能濃度		ン水の放射能濃度		

	変更前		変更後		備考
表145-4			表 1 4 5 - 4		
条件	要求される措置	完了時間	条件 要求される措置	完了時間	
A . 2 号炉又は3号炉の	A 1 . 当該号炉の立坑の滞留水水位を	速やかに	A . 2 号炉又は 3 号炉の A 1 . 当該号炉の立坑の滞留水水位を	速やかに	
立坑の滞留水水位が	OP.3,500mm 以下に維持する措置を開始す		立坑の滞留水水位が OP.3,500mm 以下に維持する措置を開始す		
表145-1を満足	<b>る</b> 。		表 1 4 5 - 1 を満足 る。		
していない場合			していない場合		
B .プロセス主建屋の滞	B 1 . プロセス主建屋の滞留水水位を	速やかに	B.プロセス主建屋の滞 B1.プロセス主建屋の滞留水水位を	速やかに	
留水水位が表145	OP.5,600mm 以下に維持する措置を開始す		留水水位が表145 OP.5,600mm 以下に維持する措置を開始す		
- 1を満足していな	<b>る</b> 。		- 1を満足していな る。		
い場合			い場合		
C .雑固体廃棄物減容処	C 1 . 雑固体廃棄物減容処理建屋を	速やかに	C .雑固体廃棄物減容処 C 1 雑固体廃棄物減容処理建屋 <u>の滞留水水位</u>	速やかに	・記載の適正化
理建屋の滞留水水位	OP.4,200mm 以下に維持する措置を開始す		理建屋の滞留水水位 をOP.4,200mm以下に維持する措置を開始す		
が表145-1を満	<b>る</b> 。		が表145-1を満 る。		
足していない場合			足していない場合		
D .各建屋の滞留水水位	D 1 .当該建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブ	速やかに	D .各建屋の滞留水水位 D 1 .当該建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブ	速やかに	
が表 1 4 5 - 2 を満	ドレン水の水位を超えていない状態に復旧		が表145-2を満 ドレン水の水位を超えていない状態に復旧		
足していない場合	する措置を開始する。		足していない場合する措置を開始する。		
	及び		及び		
	D 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに	D 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに	
	度を測定する。	以降	度を測定する。	以降	
		3日に1回		3日に1回	
E .各建屋近傍のサブド	E 1 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに	E .各建屋近傍のサブド   E 1 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに	
レン水の放射能濃度	度を制限値以内に復旧する措置を開始す		レン水の放射能濃度 度を制限値以内に復旧する措置を開始す		
が表 1 4 5 - 3 を満	<b>న</b> 。		が表 1 4 5 - 3 を満 る。		
足していない場合	及び		足していない場合 及び		
	E 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに	E 2 .当該建屋近傍のサブドレン水の放射能濃	速やかに	
	度を測定する。	以降	度を測定する。	以降	
		毎日1回		毎日1回	

		福島第一	原子力夠	<b>発電所原子炉施設保</b> 罗	<del>文</del> 規定	比較表				
	変更前					变更後		1	備	考
(汚染水処理設備)				(汚染水処理設備)						
第146条				第146条						
汚染水処理設備は,表146	5 - 1に定める事項を運転上の制限とする。	ただし,以下の場	合は,運	汚染水処理設備は,表	₹146	- 1に定める事項を運転上の制限とする。	。ただし , 以下の:	場合は,		
転上の制限を満足しないとはみ	yなさな <b>い</b> 。			運転上の制限を満足しな	いとは	みなさない。				
(1)2号炉及び3号炉の立坑の	D滞留水水位が OP.3,500mm 以下で,動作可	「能である汚染水処	理設備が	(1)2号炉及び3号炉の	立坑の	滞留水水位が OP.3,500mm 以下で , 動作可	能である汚染水処	理設備が		
1 設備 <sup>1</sup> もなくなった場	合において,1設備もなくなった時点から	3日以内に汚染水	処理設備	1 設備 1もなくなっ	った場合	において,1設備もなくなった時点から	3日以内に汚染水	処理設備		
1設備を復旧させた場合				1設備を復旧させた	場合					
1:1設備とは,セシウム吸	着装置 4 系列,第二セシウム吸着装置 2 系列	<b>列又は除染装置をい</b>	ら。	   1:1設備とは,セシウ	7ム吸着	装置 4 系列,第二セシウム吸着装置 2 系列	列又は除染装置をに	1う。		
   2 .「FS-57・WT-001 高レベル放	(射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理	!マニュアル 」 に基	づき , 汚	   2 .「FS-57・WT-001 高レ⁄	ベル放射	   対性滞留水処理関連設備の運転・保守管理	マニュアル」に基	づき , 汚		
ー 染水処理設備を管理するととも	らに,前項で定める運転上の制限を満足して	こいることを確認す	るため,	   染水処理設備を管理する	ととも	に,前項で定める運転上の制限を満足して	ていることを確認す	するため ,		
次の各号を実施する。				次の各号を実施する。						
(1)水処理 <u>淡水化</u> GMは,汚	染水処理設備1設備が動作可能 <sup>2</sup> であるこ	とを毎日1回確認	する。ま	(1)水処理 <u>第二</u> GMは,	汚染水タ	処理設備1設備が動作可能 <sup>2</sup> であることで	を毎日1回確認する	る。また, ・福島第	一組织	織改編に
た,2号炉又は3号炉の立	立坑の滞留水水位が OP.3,500mm を超えた場	島合には,さらに1	設備が動	2号炉又は3号炉の	立坑の	滞留水水位が OP.3,500mm を超えた場合に	は,さらに1設備	が動作可 伴う保安	規定変	变更
作可能であることを毎日で	回確認する。			能であることを毎日	1回確	認する。				
2:本条における動作可能であ	あることとは , 設備が運転中であるか , 若し	ノくは , 設備が待機	状態であ	2:本条における動作可	J能であ	ることとは,設備が運転中であるか,若	しくは、設備が待	機状態で		
ってかつ運転が可能と判断で	される場合をいう。			あってかつ運転が可能	ミと判断	される場合をいう。				
っ を加頭次を化で Milt 洗洗す	ᄼᄳᅖᄞᄷᇄᅟᅉᇺᅝᅙᅙᄡᇫᆴᇎᅡᇝᄟᆙᅋ	また法ワープいかい	トホリホビー	っ 水加田等一のMH ※	ニシ九っしカロ	珊fil供が、第1百万字める演転 Lの制限	を送りし ていかい	► 木川床亡		
	K処理設備が,第1項で定める運転上の制限 Kル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守					、足設備が,第1頃で定める運転工の嗣限 、ル放射性滞留水処理関連設備の運転・保				
表 1 4 6 - 2 の措置を講じる。		自任くニュノル」に	- 坐 ノ C ,	き,表146-2の措置			り自任くニュナル	」に至り		
次1年0 20月直と時00。					. с <sub>ни</sub> о	•				
表146-1				表 1 4 6 - 1						
項目	運転上の制限			項目		運転上の制限				
	1設備が動作可能であること及び2号	炉又は3号炉の				1設備が動作可能であること及び2号	炉又は3号炉の			
汚染水処理設備	立坑の滞留水水位が OP.3,500mm を超え	る場合は,さら		污染水処理設備		立坑の滞留水水位が OP.3,500mm を超え	る場合は,さら			
	に1設備が動作可能であること。					に1設備が動作可能であること。				
表146-2				表146-2						
条件	要求される措置	完了時間		条件		要求される措置	完了時間			
A .汚染水処理設備が運 A 1	.運転上の制限を満足させる措置を開始す	速やかに		   A .汚染水処理設備が運	A 1 .j	<b>運転上の制限を満足させる措置を開始す</b>	速やかに			
転上の制限を満足しる	0			転上の制限を満足し	る。					

ていない場合

ていない場合

	変更前			変更後	備考
(外部電源)			るとともに,前項に定める		
	原が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した ₹守管理マニュアル」に基づき,表147-2の措置を講じる。	r F		源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 分保守管理マニュアル」に基づき,表147-2の措置を講じる。	
項目	 運転上の制限	<del>   </del>	<u>4                                    </u>	運転上の制限	
外部電源	2 系列 <sup>1</sup> が動作可能であること		外部電源	2 系列 <sup>1</sup> が動作可能であること	
きる発電所外からの送電線の	148条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給するこの回線数の数とする。		·	第148条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することが電線の回線数の数とする。	

	変更前			变更後		備	考
表147-2			表147-2			・変更なし	
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間		
A .動作可能である外部 電源が 1 系列のみの 場合	する措置を開始する。 及び	速やかに	A .動作可能である外部 電源が 1 系列のみの 場合	する措置を開始する。 及び	速やかに		
	A 2 . 非常用ディーゼル発電機 <sup>2</sup> 1 台が動作 可能であることを ,当該設備が機能すること を示す至近の記録により確認する。 及び	速やかに		A 2 . 非常用ディーゼル発電機 <sup>2</sup> 1 台が動作 可能であることを ,当該設備が機能すること を示す至近の記録により確認する。 及び	速やかに		
	A 3 . 非常用ディーゼル発電機 <sup>2</sup> からの電源 供給のために必要な交流高圧電源母線が受 電可能となる措置を開始する。	速やかに		A 3 . 非常用ディーゼル発電機 <sup>2</sup> からの電源 供給のために必要な交流高圧電源母線が受 電可能となる措置を開始する。	速やかに		
B.動作可能である外部 電源が1系列もない 場合		速やかに	B.動作可能である外部 電源が1系列もない 場合		速やかに		
	B 2 . 1 . 非常用ディーゼル発電機 <sup>2</sup> により電力を供給する措置を開始する。又は	速やかに		B 2 . 1 . 非常用ディーゼル発電機 <sup>2</sup> により 電力を供給する措置を開始する。 又は	速やかに		
	B2.2.第138条で要求される設備に対し て電源車により電力を供給する措置を開始 する。	速やかに		B2.2.第138条で要求される設備に対し て電源車により電力を供給する措置を開始 する。	速やかに		
2:本条における「非常		 非常用ディーゼル発電機を	2:本条における「非常	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
いう。			をいう。				

				•
変更前	变更後	備	考	

#### (所内電源系統)

#### 第148条

所内電源系統は,表148-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,送電線事故等による 瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。

- 2.「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき,所内電源系統を管理するとともに,前項に定める運転 │2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき,所内電源系統を│・記載の適正化 上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。
- (1)当直長は,第138条,第144条及び第146条で要求される設備の維持に必要な交流高圧電 源母線が受電されていることを1週間に1回確認し,その結果を電気設備GMに通知する。
- (2)当直長は免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認 し,その結果を建築GMに通知する。
- 3.電気設備GMは,所内電源系統(免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線を除く)が第1項で 定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 ,「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュア | 3 . 電気第一GMは , 所内電源系統 (免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線を除く) が第1項 ル」に基づき、表148-2の措置を講じる。また、建築GMは、免震重要棟の維持に必要な交流高 圧電源母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 .「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき,表148-2の措置を講じる。

#### 表148-1

項目	運転上の制限
	第138条 ,第144条及び第146条で要求される設備並
所内電源系統	びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電さ
	れていること

#### 表148-2

条件	要求される措置	完了時間
A .運転上の制限を満足	A 1 要求される所内電源系統を動作可能な状	速やかに
していないと判断し	態に復旧する措置を開始する。	
た場合		

#### (所内電源系統)

#### 第148条

所内電源系統は,表148-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,送電線事故等によ る瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。

- 管理するとともに,前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施す
- (1)当直長は,第138条,第144条及び第146条で要求される設備の維持に必要な交流高圧 電源母線が受電されていることを1週間に1回確認し,その結果を電気第一GMに通知する。
- (2) 当直長は免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確 | 伴う保安規定変更 認し,その結果を建築GMに通知する。
- で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 ,「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニ ュアル」に基づき,表148-2の措置を講じる。また,建築GMは,免震重要棟の維持に必要な 交流高圧電源母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,「NE-55-7・ 1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき,表148-2の措置を講じる。

#### 表148-1

項目	運転上の制限
	第138条 ,第144条及び第146条で要求される設備並
所内電源系統	びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電さ
	れていること

#### 表148-2

条件	要求される措置	完了時間
A .運転上の制限を満足	A 1 .要求される所内電源系統を動作可能な状	速やかに
していないと判断し	態に復旧する措置を開始する。	
た場合		

・福島第一組織改編に

変更前	变更後	偉	į -	考
第4節 放射性廃棄物管理	第4節 放射性廃棄物管理			
(放射性廃棄物管理) 第149条 水処理 <u>淡水化</u> GMは,次に定める放射性廃棄物の種類に応じて,「FS-57・WT-001高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき,それぞれ定められた施設に貯蔵する。 (1)セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は,使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔の保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。 (2)除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は,廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジー時保管施設)に貯蔵する。  2.水処理 <u>淡水化</u> GMは,「FS-57・WT-001高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき,次の事項を確認するとともに,その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1)使用済セシウム吸着塔保管施設における使用済吸着塔の貯蔵量を確認するとともに,必要となる貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。	(放射性廃棄物管理) 第149条 水処理第三GMは,次に定める放射性廃棄物の種類に応じて,「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき,それぞれ定められた施設に貯蔵する。 (1)セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は,使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。 (2)除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は,廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジ一時保管施設)に貯蔵する。	<ul><li>・伴う</li><li>は高い</li><li>は高い</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li><li>はつり</li></ul>		

変更前	变更後	備考
附則	附	
附則 ( <u>平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日 平成 23 12 22 原第 20 号</u> )	附則( <u>平成24年 月 日 平成 ・ ・ 原第 号</u> )	・福島第一組織改編に
(施行期日)	(施行期日)	伴う保安規定変更
第1条	第1条	ドラ体女然定交更
この規定は , <u>平成 2 4年 1 月 6 日から</u> 施行する。	この規定は, <u>経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に</u> 施行する。	
(省略)	(省略)	